

平成26年12月18日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成26年12月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第50号から議案第62号まで
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第63号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第64号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第42号及び議員提出議案第43号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議員提出議案第44号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第7 黒潮町消防委員会の委員の選任について

日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 63 号 平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 64 号 監査委員の選任について

●議員から提出された議案

議案第 42 号 平成 27 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について

議案第 43 号 「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書について

議案第 44 号 黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議 事 の 経 過

平成 26 年 12 月 18 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めてまいります。よろしく申し上げます。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

おはようございます。

12 月に入り、こんなに雪の降るようなことはめったにないわけですが、これも気象の変化の激しい世の中の象徴かと思いますが、議長の許しを得ましたので質問させていただきます。

まず、第 1 点目ですが、漁業対策について。

漁業を取り巻く環境は、燃料にしても魚の水揚げ量にしても年々厳しくなっているが、また漁業者の高齢化で漁業の廃業も今後出てくることも予測されます。これらのことに対して、町はどのように検討を考えているのかお聞きますと。

まず、1 点目ですが、漁業や漁業者のために、どんな事業をすべきと考えているかということでございます。

このようなご時世の中で、漁の水揚げも減ってきた。燃料も円安によって高くなったり低くなったり。特に最近では以前に比べて燃料代も倍以上、100 円を超えるような、そういう状況でございます。ガソリンについては 160 円、170 円というような値段が付いておりますが、我々の漁業を取り巻く環境をどうすべきか、大きな命題がございます。これらについて町の考えをお聞き致します。

まずお願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

おはようございます。

それでは、山崎議員の漁業対策についてのカッコ 1 についてお答えさせていただきます。

この件につきましては矢野議員のときにお答えしました、沿岸の漁獲対策を行うべきと考えております。その中身については、ヒラメとかイサギ、ハマグリは放流。それからアオリイカとかヨコワの漬木。そういう設置事業を引き続き行うということです。あと、モジャコ漁とか小型底引き網の県許可の認可による効率化、所得向上を考えております。

それからもう 1 点ですが、県が行います黒潮牧場のあの 9 号ブイです。9 号ブイが黒潮町沿岸域へ移設、移動されるということで、漁獲の向上が考えられるのではないかと考えております。

その今 1 点、もう 1 つはですね。高知県漁協が取り組んでおります漁業として浜の活性化プランということがありまして、今年計画を立てて向こう 5 年間で漁業所得の 10 パーセントを増やすという計画を高知県

漁協が県の指導所、うちの地区別委員ですか、そういう人と。それから町も入って計画を立てて、所得向上を図る事業を計画しているようです。

その中身をちょっと言いますと、燃油の対策事業ですね。それから省エネの機器の導入とか、それから新規漁業者の就業とか、そういうもろもろの事業を含めた導入計画を考えているようです。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

今、漁協も中心になってですね、もろもろの心配をされて、役場とも相談しながら新たな環境づくりに取り組んでいると思います。この漁業の所得向上というのはですね、漁業者は特に年間まあ働いても、気象条件とかもろもろのことで、今言う油代もそうですけれど、なかなか沖にも行きにくい、こういう状況がございます。

例えばですね、年間所得をどのように考えるかということですけど、年間一人が365万円働こうとするんですね、一日1万円。これが365日働いて、こうなります。それから、これをその半分。年間180日の操業ということとなると180万円になりますよね。そうする場合に、その一日当たりが、そしたら1万円じゃなくて5,000円になってくるわけです。

このように、その天候とか油の高騰とかによって所得が急激に減らされます。こういう場合にやはり我々が打つ手はですね、実際に金額になるような、所得向上になるような環境整備。ここまで持っていけないかと思いますが、このことはもちろん漁業者もですね、日々、釣り方の技術、それから天候への行動。どういうふうにするか、毎日毎日悩んで漁に出ておるわけでございます。これが、今のその値上げ。油代と、それからだんだんと高齢化になってですね、その馬力の問題ですが。人間としての活気。こういうものも薄れている中で、いかに継続的に我々がこの役場の予算を使って、環境に配慮できるかということでございます。

それで、今もろもろの、稚魚の放流とかいろいろと考えておりますが、本当に漁民のその心の中まで安心感が与えていけるようになるには、町もかなり漁業者一人一人に浸透させるような方策、啓発を考えないとなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

それで今後ですね、この事業のその浸透。今年こういうことをやります。ああいうことをやりますということですね、漁協の幹部だけじゃなくて、各漁師の方、その方たち集めてですね。もしくは皆さんに啓発資料とか、そういう事業の内容が分かるようなものを配布していただいたらどうじゃろうかと。

やはり、役場の考えること、漁協の考えることが漁業者の皆さん一人一人にですね、手に取るように連絡がついてるといふふうになるのが一つの方策ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは山崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の事業の周知徹底ということですが、それについては従来からも述べておりますように、自分たちは漁業者個人とは直接まあ会う方もありますけど、一般的には漁協の地区別委員ですね、地区別委員会。それから年度当初、それから年3回ぐらい行いますけど、漁協との、産業団体との懇談会。そういうところの中で事業の説明、要望、意見を吸い上げて、今までやってきております。

今、山崎議員から提案がありましたように、漁業者にうちの事業を直接、27年度の事業であれば直接知ら

せる、周知をさせる、それから資料を提供する。そういうことについては、また漁協の支所長、それから各支所長とか含めて、また協議を重ねて徹底をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

港港ではですね、各その漁種によって、それぞれのグループといいますか、仲間がおりまして、その中で天気の心配、自分たちの景気の動向、いろいろ心配されてお話をされておりますので、この方たちのグループがそれぞれ漁協等について意見が届いているかということ、そこらは漁師のあうんの呼吸かも分かりませんが、なかなか心配されてることと、現実には町が事業をなされてることがギャップがあるところがあるのではないかと心配しておりますので。

ぜひですね、その各漁協の方、佐賀なら佐賀、入野なら入野、漁業の方にですね、町の施策を浸透さすような方向をお願いしたいと思います。

1 点目はそれで終わります。

次はですね、黒潮町の各港の船隻数と耐用年数はどのような状態か。また、漁業者の年齢構成はどうかをお聞きします。

これは先にも言いましたけれど、だんだんと高齢化になる。漁師も、さあ、もうそろそろ辞めるか辞めんかというような心配もありますので、実際の数字をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員の漁業対策についてのカッコ 2 についてお答えさせていただきます。

町内各港の漁船の船隻数ですが、佐賀が 303 隻、伊田が 78 隻、上川口が 68 隻、入野が 164 隻、田野浦が 59 隻、計 672 隻となっております。

耐用年数については財務省令によりますと、船舶法の鋼船、鉄の船ですが、500 トン以上の船が 12 年、500 トン未満の船が 9 年、木船が 6 年、軽合金が 9 年、強化プラスチックが 7 年となっております。

船齢については漁協に問い合わせたところ、分からないということです。

それから、漁業者の年齢構成については次のようになっております。

20 歳から 29 歳、2 名。これ全体の占める割合が 0.2 パーセント。それから 30 歳から 39 歳、17 名、1.8 パーセント。40 歳から 49 歳、54 名、5.6 パーセント。それから 50 歳から 59 歳、130 名、13.6 パーセント。60 歳から 69 歳、270 名、28.1 パーセント。70 歳から 79 歳、249 名、26 パーセント。80 歳以上が 196 名、20.4 パーセントです。不詳については 41 名、4.3 パーセント。年齢構成については不明です。

漁業者全体では 959 名となっており、60 歳以上の占める割合は 74.6 パーセント。70 歳以上の占める割合は 46.4 パーセントとなっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

今お示しいただいた数字ですが、こういう状況を見ておりますとですね、漁業の高齢化。これ、まともに

高齢化でございまして、本来サラリーマンで働いておるならば60歳で定年退職ということではありますが、もう既に70歳、80歳というような高齢です、なおかつ頑張っておられる。この努力は大したものですが、ほかになかなか見受けられないと思います。

それです、こうなってくると、間もなくこの高齢化で後の後継者、これをどうするか。それから、若い就業者をどう増やすか。こういう問題が我々に、すぐ肩に掛かってくるわけであり、町はですね、こういう漁業の継続。これをどのように考えておられるのでしょうか。

私は、一次産業があって、それから二次、三次という考え方が先に立ちます。なぜかという、やはり一次産業が農業にしても漁業にしても、我々の口元へ入るものを一番大事にせないかん。これを最近では忘れてですね、いろんな外国の食料品。これなんかと比較して、おいしいもの嗜好（しこう）でいっておりますので、やっぱり一次産業に底入れをしてですね、これを継続するような方向を常に考えていかないと、思っております。

町の考え方をひとつお願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁業後継者の対策ということですが、これについてはこれといった、自分たちも妙案というのは持っておりませんが。現在、入野漁協で行われてます、その新規漁業就業者1名ですが、去年からの1名ですが、地元が高知の方から帰って漁業を始めるといことで、現在研修を行っております。そういう人に対しては、県、町も含めて、そういう財政的支援、バックアップはしております。

こういう地域就業者については、高知県漁協も大阪、東京に行って説明会等を開いて、そういう人に漁業の説明して、意があれば、こちらの方に来て漁業をやってもらうといことで説明会等を開いて、積極的に新規就業者の募集はしております。

町自体としては、側面応援といことで漁業者の新規就業には携わっておるところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

先般の議員の質問の中でもありましたけれど、その移住者といような考え方で、その空き家をうんぬんとい質問もございました。

実際ですね、人口増とか、そのよそから人を呼ぶとかいことは考えに出てくるわけですけど、現実的にわが町の漁業の後継者をどう育てるか。それから、その家族には若い息子さんなんかがおる場合もありますが、この方たちにどうその意欲を持たすかといことが大きな命題ではないかと、大きな課題ではないかと思っております。これをとどめる方策には、漁業の良さ、それから楽しさ。それから、漁をしたときの満喫感。こういうものをですね、何とかアピールできないかといふふうに思います。

ただ単に、所得が少ないから、厳しい仕事だから、こういうことばかりが先に行かないでですね。漁業は楽しいんじやと、それから社会を我々が食べらしてらんだといような、こう気概のある漁業づくり。こういうものを考えていただきたい。

それからですね、せつかく40年も50年も、今の年齢層でいったら70年も働いて、その技術を。漁業の技術。これをですね、ただ単に埋没させていってはいけないといふふうに思います。

ぜひ、この後継という問題、継続という問題、これを重点に考えて、執行部の方で、行政の方で。そして、漁協、それから漁業者と話し合いをしながらですね、何とか残せる方法をぜひ構築していただきたいと思っておりますので、その点を今後の頭の隅に置いてですね、それも最重要として考えていただけるかどうかをお答え願います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それについては、先ほど漁協と協議することとして答弁しましたので、その中でこの後継対策についても話し合っていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

課長の気持ちはよく分かっておりますので。それから、これは執行部の心というか、気持ちの中で常に持っていたきたいと、そういうふうに思います。今すぐ、なかなかこの難しい課題に対処できるというのは見つかりにくいかも分かりませんが、これは県にも国にも制度的にもいろんな課題を踏まえておりますので、ひとつよろしく願います。

それからですね、次は廃船処理の問題をどう考えるか。

この問題は、今言う、高齢化になってくる、それから漁業不振になってくる、食べていけないというような状況になりますとですね、廃船のこともおのずと考えないかん。それから、先ほどの船隻数もかなりのものがございまして、その何パーセントかが今後廃船の処理の問題が出てきます。

この廃船処理の問題についてはですね、特に FRP 船の問題は過去 10 年ぐらい、もうちょっと前かも分かりませんが、この廃船について国土交通省の方もいろいろと考えられて。特に最初に出てきたのは、モーターボート。これの放置がかなりあって、特に広島市の方でかなり重要視されて、その処理費用を組んだり、対応を考えておられるようです。

わが高知県でもですね、最近では中土佐町。こちらの方がですね、放置漁船対策推進事業補助金というような交付要綱を作りまして、この漁業者の廃船処理問題について対応されております。この事業は漁協を中心にして、漁協に対して補助を出すと。1 隻当たりが上限が 50 万円。そういうことで要綱を作って、廃船処理に臨んでおられるようです。

私はこの要綱を見まして、こういうお話聞かしまして、ぜひこれは将来的にはわが町にもこういう問題を掲げて、漁船の廃船されるときの一つの漁民への安心策。こういうものを手助けせないかんというふうに考えておりますので、これは参考に申し上げます。

なおですね、この FRP 船のその廃船代。これも簡単に廃船処理をしてくれるところはございませんので、廃船処理もですね、その漁船についても、トン数、船の長さ、そういうものにおいて随分と違いがあります。大きい、高いものではですね、30 数万円がその解体料。それから、運搬料が要りますので、やはりこういうような 50 万上限のような数字になってくるのではないかと思います。

5 トンとか 12 トンとかいろいろありますけれど、またこれは詳しく後でしますけれど、このような廃船処理の問題を町はどのように考えておられますか。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員の漁業対策についてのカッコ3についてお答えさせていただきます。

廃船処理の課題についてですが、廃船、沈廃船、放置艇についてはFRP船が廃船となった場合に適切な処理が行われていない現状が大きな要因と考えております。これらの問題は、流出による公共民間施設への損壊、台風や高潮時による適切な流水の阻害や、景観の悪化を招く違法駐車やごみ等の不法投棄などの助長により、水域および周辺地域の生活環境を大きく損なうこととなります。東日本大震災では船舶等の漂流物が被害拡大の一因ともなっています。

本町でも、町管理漁港で沈廃船、放置艇があり、漁業活動への支障や環境の悪化の状態となり、処理を行いました。漁協に対して適切な漁船管理をお願いしたものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そのFRP船を解体してですね、国とか、そのリサイクルの関係事業者はですね。これを解体したものを魚礁に造り上げて、魚礁にしていくという取り組みをなさっております。

我々はこの東日本の大震災の津波等のあの映像を見た限りですね、この現実に使われてる船もかなり流されてましたし。それから、多分。多分という言葉はよろしくないですけど、その放置された船隻もですね、かなりの量が流されたのではないかと思います。

その今、我々の課題の一つにその津波対策というものもございしますが、これらの放置の船舶を早めに処分して、いざというときにはその数がないと、放置の船隻がないというふうな考えを持って取り組むべきではないかと思います。

その中土佐町の補助金の目的がですね、このように書いてございます。

町は津波による船舶漂流防止対策推進のため、町内の漁業協同組合が主体として実施する放置漁船等の処分に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付すると、このような大命題でやっております。

このことをですね、わが町も取り組んでいただけるかどうか。取り組むべきじゃと私は思いますが。やがて漁業者もだんだんと疲弊すると。漁業者に対しては申し訳ないですけど、だんだんと高齢化、それから人数が減ってきて、難しい世の中になっている。そういう中で、少しでもその漁業者の負担、それから町の将来の被災の際の負担をなくすためには、こういうことを考えていくべきじゃと思いましたが、この補助金交付についてご返事をいただきたい。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

この事業の実施等については予算等がありますので、それはここで保障するということはちょっとできませんけど、またそれについては検討をしたいと考えております。

その船についてですが、所有船の判明をした場合は、その船については所有者の自己責任ということで。それから、所有者の不明ですね。不明の船舶については管理者の責任ということで処理をするということでお願います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、持ち物についてはですね、当然、個人が分かれば個人に。それから、不明の場合は不明の処置を取っていただくということがありますけれど。今言う、その FRP の廃船処理問題と、それから津波問題と絡めてですね、今後ぜひ執行部の方でもですね、この他町村に即したような考え方を持って、わが町でも交付要綱を作っていくということに考えていただきたいのですが。

町長、こんなところはどんなものでしょうか。今、急に言うてもなかなか難しいかも分かりませんが、将来的に必ず出てくる問題やと思いますので、ぜひお考えをお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

この廃船の処理の問題につきましては、もうこれ 2、3 年ぐらい前から課からの協議の要請がありまして、協議をした経過がございます。

今、自分たちがこの廃船をどう整理しているのかを少しだけ参考までに申し上げます。

まず、今ご質問をお伺いしていると、一つは防災という切り口から。とりわけ津波防災ですね。それから、もう一つは漁業者への負担軽減と、こういったことだろうと思いますけれども。

まず、防災を考えたときにですね、この廃船がどう位置付けられるのかということなんですけれども。流出して、それぞれのさまざまな施設に損壊の影響があるであろうというのは、もう東日本でも分かっていることです。それから、今自分たちが進めてる防災と、それがどう関係するのか。つまりですね、廃船が流れてくるといことは、もう浸水しているということなんです。30 センチの浸水で避難行動が取れなくなって、1 メートルでは 100 パーセントに近い方がもうお亡くなりになられるということです。

よってですね、建物の損壊等の影響はあるかも分かりませんが、避難行動というのは間違いなくそれまでに完了していなければならないというのが時系列で整理するとそういうことになります。よって、自分たちが今、当面、プライオリティーのトップに据えております、そのときですね。そのときにいかに人命を確保するのかという切り口から言いますと、津波防災の中ではこの廃船処理というのは少しプライオリティーが低くなります。

それから、漁業者への負担軽減ということになりますが、これは原則としては所有者の自己責任で処分をいただくということがまず第一。それから、今年 2 隻、実は処理をさせていただきました。所有者の不明の廃船をですね、処理させていただきました。しかしながら、これが所有者が明確になっているときには、あくまでも自己責任でお願いしたいと。

しかしながら今後ですね、例えば廃船処理の費用負担がなかなかこう出しづらいといったような状況で引退されるということも十分想定されるわけですが、できればそういう廃船処理に突っ込むお金があればですね、先ほど質問の中にもございましたように、所得向上施策の方にですね、その原資を回させていただきたいというのが、自分たちが今、廃船について整理した結果でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

町長のお考え分かりました。

その何が効果が挙がるかということが財源の配分では当然出てくるわけですが、あれもこれもという私どものようなこの質問の仕方は悪いわけですが、まあ、兆しが見える前に先手を打つような心構えでおってほしいと思います。

町長のそういう今の姿勢、よく分かります。何を第一に掲げていかないかということですが。先ほどから言ってる雇用についても、その予算をそれに回すというのであれば、雇用が目に見えてくるような、後継の継続対策が目に見えてくるような対応をしていただきたいと思います。

それでは、次にまいります。津波対策について。

佐賀のタワーが予算化されているが、現在の進捗状況と今後の予定を聞きます。

新聞で大々的に報道されて、5億有余円の、何千万という格好で報道されまして。地域の町民の方たちも、おお、これでやがてそのタワーができるという考えで、楽しみに待っております。待つというよりは、もっと早くできんかえ、心配ながというような声が聞こえてまいります。

今の現状を教えてください。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の一般質問、津波対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

佐賀地区の津波避難タワー建設につきましては、まず平成 27 年度の完成を目指しております。これまで地域住民との意見交換や説明会を開催して候補地を決めてきたところでございまして、現在はその地権者の方と交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

現在は用地交渉ということでございますが、特段に支障のあるようなことはございませんか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、地権者との用地交渉。これがまあ、最大の事業の中で難しいところでございますけれど、その交渉を、もう大詰めに来ておりまして、年内にはあの候補地の方と接触して、一定の判断をしていきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

このタワーについてはですね、地域の住民の大きな安心を支えるタワーになるかと思いますが。このタワーの、その今言う用地の交渉。それから、いろいろ出されております、スロープの問題。それから、近隣住民の不安の問題。何点か取り巻く環境に難しい場面が見られますが、これらをクリアして、それこそ地域住民が、みんな喜んでいただけるような、安心していただけるようなタワーを目指していただきたい。これが一番のところでございます。

ほんでその、このタワーがですね、5億から6億近いもんになってくるわけですけど、これだけの金があるとですね、学校の1つぐらいも建てれるのではないかというぐらいの大きな金額でございます。これを今建てて、この安心代が5億ぐらい掛かるということになろうかと思えますけれど、将来に向けてその管理とか、それからタワーの利用といたしますか、そういうことについては特段考えてないですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

今後できた後のご心配だと思うんですけど、管理とか利用のことにつきまして、これは佐賀のタワーだけではなくて、そのほかのタワー、それから避難道にも共通することでございますけれど。基本的にはですね、町の方の考え方は基本的には自主防主体に管理を進めていくような体制を取りたいと思っております。

それから利用につきましては、地域住民の方で特段の支障がない場合はですね、日常に利用して、避難の訓練兼ねた使い方をしていただければと思っております。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

普段、日ごろタワーを利用するというような観点はですね、今現在あのタワーが何カ所かできておりますが、現状のタワーについてはどのような話し合いされて、各、例えば区長さんに任せてるとか、地域住民に任せてるとかというような、何らかの条件があれば教えていただければありがたいと思います。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

現状につきまして、避難道は別にタワーだけの現状につきまして申し上げたいと思えますけれど。

タワー、現在6基。万行の所を1基と考えると5基ございます。その日常的な管理。管理といっても簡単なごみ掃除とかですね。そういうレベルのものは地区の自主防の方をお願いしたいというふうなことを申し上げてきたところでございますけれど。

中には、そのタワーのお近くにお住まいの方がですね、例えばタワーに上ると足音が大きくて困るというふうな声が出たところについては蹴破り方式の門を付けて管理するようにしております。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

例えば地域でですね、その、あそこに天気の良い日に集まって、座談会を開きたいとか、こういうことしたいというようなときにですね、役場に前もって相談しておけば利用はご自由ですよというふうなことになるのか。

そこらはどうですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、できれば日常的な利用をしていただきたいと思いますので。先ほど申しましたように近隣住民の方が、ちょっと音がやかましいとか、そういうことが出たときにはですね、蹴破り方式とか、まあ事があったときには手で破れるような門を付けてます。

だから、そのそういう施設につきましては、なかなかそういう利用は難しいかと思いますが、そのほかの所につきましては日常的にできるだけ利用していただきたいと思いますと考えておりますので。できれば町にご一報、あるいは自主防の代表の方にご一報していただいて、使っていただくことは非常にいいことであるというふうに町の方は考えております。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

そのタワーのですね、その安全管理。それから、住民の利用等をですね、ある程度その地域の方と協議して、黒潮町のタワーはこういう取り扱いでいきますよというふうな明解な取り決めなんか、最低限の取り決めなんかをしておいてほうがいいんじゃないかと思いますが。

これはですね、タワーは案外高い場所まで行けるわけですので、心配されるのは子どもさんなんかですね、身も軽いし、トントントンと上がって行って、上で騒いでけががするとか、落ちるとかというような心配もありますので。ある程度、行政としてはですね、管理規程とか、そういうものも構える。一方では、できるだけ住民のサービスに沿うような緩やかな場面も必要ですし、一方では使用方法について取り決めをしておかないと、区長さんとか地域住民も判断に困るのではないかという思いが致します。

そこらあたりも今後のですね、課長大変忙しい中ですが、タワーについての取り決めも必要ではないかと思っておりますので、もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思いますけれど。

おっしゃるとおり管理規程、一定の基準というのが必要だと考えておりますので、他市町村の自治体の例も参考にしながら、町の基準は定めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

佐賀のそのタワーについてはですね、ぜひいろんな条件を早くクリアして、地域が早く利用できると、安心できるというふうにぜひ進めていただきたい。

それから、27 年度には完成ということですので、早めに住民にもなおそのことも周知してですね、町は順調にやっておりますというところをお知らせいただきたいと思います。

次へまいります。

3、テレビ放送についてということで。テレビ放送を町内全域に配信すべきではないかと思うが、町の考えを聞きますと。

1 点目に、IWK の配信収入と毎年の経費の状況はということでお聞き致します。お願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の一般質問、テレビ放送についてのご質問にお答え致します。

まず、1点目のIWKの配信収入と経費にかんするご質問でございますけれど。

収入の項目としては大きく分けて、まずテレビの使用料。そして2点目に、テレビ加入金が主なものとなります。

そのうちのテレビ使用料の収入としては、平成24年度決算で2,372万3,700円、平成25年度決算で2,411万9,025円でございます。

2点目のテレビ加入金につきましては、平成24年度決算で29万4,000円、平成25年度決算で2万1,000円となっており、収入項目の合計では平成24年度に対して平成25年度で12万2,325円の増となっております。

一方、支出の項目では、大きく分けて自主放送の委託料が1点目、2点目としてデータ放送資料費用、それから再放送同意契約手数料とか著作権料等が主なものになります。

そのうちの自主放送委託料につきましては、平成24年度、平成25年度決算ともに1,533万円。

そして、2点目のデータ放送資料と再放送同意契約手数料、著作権等につきましては、平成24年度決算で483万5,059円、平成25年度決算で429万7,660円となっており、支出は平成24年度に対して53万7,399円の減となっております。

なお、テレビ放送を町内全域に配信すべきではないかのご質問でございますけれど。

今後も加入促進に最大の努力をしておりますけれど、ケーブルテレビ放送を町内全域に無料配信をするということは、現在の収入の大部分を占めている状況で困難と考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

徐々に私は聞いていこうかなと思ってたところ、頭から無料は難しいという答えでございましたけれど。

まあ、今のところはあれですか。そしたら、IWKの配信収入と毎年の経費では黒字ということでもよろしいわけですかね。もう一度お願いします。

どれぐらい金額が黒字になるがですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたものは、テレビに関するものを主に抜き出して申し上げました。ただ、情報基盤全体を申しますと、電気料とか、それから施設全体維持管理費とかさまざま出てきますので、そういうところで町の持ち出しが、一般財源繰入が出てきておりますので、全体的に言うとテレビだけというのはなかなか。

テレビだけというのは、今申しましたような黒字の状況になります。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

このIWKテレビはですね、まあ見ておりますと、地域の行事、それから地域の頑張っておられる方の顔、

それから配信をいただいた放送テレビ何点か。それから学校の行事。内容を見ておりますと、なかなか素晴らしいと私は思います。よくいろいろと研究されて、頑張っておられます。

そこでですね、この2番目に移りますけれど。

今後、テレビの加入者をどう増やすか。その具体策はございますかという質問ですが。

まずお願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では次に、テレビ加入者をどのように増やすかというご質問でございますけれど。

まず、区域外放送の実施を急ぐことが最優先だと考えております。

そしてこれはですね、ケーブルテレビでないとできないサービスとして民放4波目の放送を実現することでございますけれど、これが加入を促進する最も大きな魅力になることは間違いないと考えております。従いまして、このことについて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それ以外の方法としては、今以上に多くの町民の方にケーブルテレビの番組に登場していただくことが非常に効果的ではないかと思っております。これから積極的な宣伝活動をどのように展開していくかについても、しっかりと議論して、行動に移していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

このテレビの加入の問題はですね、今、課長のお話では区域外放送を増やすというようなことで。それから内容についても、もっと充実をとというようなことですが。現実的にこの加入数を増やすのが、そういうようなもろもろの手段を取れば加入が増えてくるということが考えられるのかどうか。それがどの程度、例えば5パーセント増えるのか、10パーセント増えるのか、そういうところが課題ではないかと思えます。

これはなかなか、テレビが見れておる世帯があります、一方で。一方では負担を、使用料を払ってですね、そのテレビを見ている。このアンバランスがございまして。

私はこのテレビの配信についてはですね、町がやってるテレビ放送ですので、現実的に皆さまが平等で公平に、この町がIWK放送でやってる内容を見られるという状況まで高めていく方策が一番大事ではないかと思えます。そのためには現在加入されてない世帯、または住民の方。それから、加入されてる方とのこのアンバランスをどう取り除くか。これをしないとですね、町民全体が、町が発信するテレビの内容の同じ喜びを分かち合えない。これがネックになると私は思います。

せっかく町が始めたこういう放送であるならば、町民がこぞって番組を自由に見ていただいて、見たい方は見る、見たくない方は見ない。それで地域の情勢をですね、日ごろの話題の一つにさせていただく。これが大事なことはないかと思えますが。

この平等性の観点から見れば、もうちょっとその使用料。今さっき課長は無料は難しいということでありましたが。無料でなくとも、例えば1,000円にするとか500円にするとか、こういう提案型をしていただきたいと思いますと思うのですが。

特に、目的が全町民に行き渡らないと我々の税金を使ってやっておりますので、一方的な方だけ見れる。それも負担をさせていただいて見れるということでは、町民に無理やりに押し付けてるような感じまで取れま

すので、喜んで加入するというふうなことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

憲法とか地方自治法の福祉と、公共の福祉ということを考えますとですね、やはりわが町のテレビは、黒潮町は、みんなで喜んで見ているよというふうになっていただきたいわけですので、そういう観点からではどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

できるだけ多くの町民の方にテレビを見てもらうようにというふうな、非常に前向きな積極的なご意見だと思います。ただ一方では、やはりこの情報通信の特別会計の事業につきましては、会計の健全化も一方で言われております。

私どもとしましてはですね、この大きなテレビの加入の課題というのはやはり大方地区の方が非常に加入が低いです。これはどういうことに起因するかと申しますと、やはり佐賀地区はケーブルテレビでないと、テレビが、電波が届きにくい環境にあって、大方地区の方はケーブルテレビを利用しなくても電波が届きやすいという地域的な環境が根本にございます。

まずは、町としてはこの事業を入れるときに町内全域でテレビが公平に見れる環境をつくるというところからスタートしておりまして、そのためにケーブルテレビを利用したところにつきましては、やはり利用料が発生するという仕組みになっております。

今後、民放第4局目を導入するというのはですね、この通常の電波のいい大方地域でもこの4波は見えてないわけですので、今まで見えてない環境を改善する。しかも、国の放送普及基準の計画に準ずるわけでございますので、黒潮町については国の目指す放送普及計画の基準に達してない環境でございますので、その改善を図って加入者を増やすというふうなところにやはり力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、放送にはですね、財源のことは当然根幹に置いて考えないけませんけれど。

例えばその、年間2千4、500万の金が入ってきようと。これをですね、その加入者を、ただ単に今の状況で増やせるのであれば構いませんけれど、ここ3、4年の間にですね、加入者に加入の率が加速されないというようなことでは町の大切な税金の無駄遣いということにまでなりますので。極端な話、このテレビ放送もやめるか、告知放送だけにするかというところまでいきかねませんので、ぜひですね、その財源も含めて、加入率も含めて、もうちょっと中身の精査をしていただきたいと思っております。

それからですね、IWKの放送。これも内容を常に精査されてると思えますけれど。住民に対して、大体何回ぐらい放送を常にするという。それから、毎度テレビつけるたんびにおんなじ番組が出てくるというような状況でなくてですね、もう少し放送の充実というのを考えていただきたいと思っております。

もっと欲を言えばですね、黒潮町のIWK放送。これが全国的に有名になって、逆輸入。県外、それから国内、すべてに黒潮町を見たいという程度の夢をぜひ持って、内容の充実に頑張ってくださいと思います。

放送界ではですね、多分取り合いの番組もあるのではないかと思います。我々がほかの他の番組を黒潮町に取り入れて放送していることもありますけれど、逆に他の放送に利用していただけるぐらいの内容の充実

をお願いしたいと思いますが、この点について課長もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、テレビの加入者が全く変わらないかという点、そうでもなくてですね。わずかという点、率にするとなんか変わってくるんですけど、具体的な数字を申し上げますと、平成25年度から26年度にかけては56名増えてます。そういうふうな年度を比較してみると、徐々に増えてる状況にあります。

これは、やはり家族の方がテレビに出たりですね、そういうところの番組の効果も出てるんじゃないかと思っております。なお、区域外放送が加われば、これにももう少し効果が大きく見えるんじゃないかと思っております。

番組につきましても、当然スタッフ一同全力で、今、山崎議員がご提案いただきましたように、全国に発信できるような番組作りも進めてまいりたいし、今議会でご質問があった部分で教育委員会の方からも一定の提案という点、放送者側に一つの提案もいただきましたので、そういうところも充実しながら、なお番組の方をいいものにしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その、いざというときの危機感という点、3、4年してまだ加入の効果が薄いねというようなこと、このときにですね、テレビの内容も含めて、どのような判断をされてかかるかということがあります。

これは行政の内部的に価値観を見いだしていかないかんとこがあると思っておりますし、外部からのあのテレビ放送に対する意見も取り入れていくような、そういうシステムの構築もせないかんじゃないかと思っております。

やっぱり町民から気楽にですね、テレビ良かったぜ、このテレビずっと残しちゃきたいというようなぐらゐの意見をいただくと。その窓口という点、それぐらゐの幅広い気持ちで行政はおっていただきたいと思っております。

今後ですね、そういう方向性、まあ目指すというようなこと、もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

IWKの応援に関するご意見だと思っております。

外部からの意見、当然うちのスタッフ一同、アンテナを広く広げて、さまざまな番組の仕方、あるいは技術の取り入れをしております。

具体的に申しますとマルチコプターとあって、ヘリコプターのこう、空から映す映像ですね。例えば、Tシャツアート展とかの映像は今まで空からの映像というのはなかったんですけど、そういうものも映像の中に取り入れてですね。これも全国トップレベルの、情報の中ではいってるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうふうな工夫もしながら実際やっておりますので、スタッフ一同、アンテナを広く広げて、山崎議員のおっしゃられるような魅力ある番組制作に今後も励んでいきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

NHK に視聴率というのがよく出ますが、ぜひですね、その IWK のテレビの内容を充実して加入者を増やして、それから視聴率も高めて、そういう配信をしていただくようにお願いします。

次にまいります。

少し時間が余るかと思えますけれど、第 4 点目、来年度予算についてお伺いします。

来年度の予算編成時期だが、一次産業の農業漁業の推進のための予算編成はどのようなことを考えているかという質問で、町民の安心策をどのような事業で対応するのか。その来年に向けての概要で分かっていることがあれば。

1 点目にですね、国、県へ要請している事業はあるのかどうか。

毎年毎年同じ予算を組んで、経常的にやっていかないかんという事業は当然であります。一年一年、我々は寿命が短くなっておりますので、町民には早め早めに素晴らしい事業を選択して、下ろしていただく。今年これをネックでやろうねというようなものがあれば、ぜひお示しいただきたいし、それから町だけで考えてもいかんねというものについては、国、県に、今こんな問題のところはこれを国や県に申し立てて、こういう事業も取り入れていただきたいというところを考えてるとか、要請してるとか、そういうことがあればそれも併せてお願い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の来年度予算についての 1 点目、国、県へ要請している事業はあるのかのご質問についてお答え致します。

ご質問の来年度の予算につきましては現在査定協議の段階ですので、概要で答弁をさせていただきます。

一次産業の農業漁業ということですので、私の方から農業関係について答弁をさせていただいて、後で漁業については海洋森林課長から答弁を致します。

農業の来年度の予算につきましては、本年度同様に主に担い手の確保、育成や、地域農業の維持、活性化。また、経営の安定に向けた取り組みを中心に取り組んでいく考えです。

そうした中で、国、県へ要請している事業につきましては、重要施策の農業就業人口確保のため、新規就農研修支援事業や青年就農給付金事業。また、地域農業の維持、活性化や、生産基盤施設整備などのための中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金、レンタルハウス整備事業など、主なものについては以上を要望しております。

議員が新しい事業をとということでしたけれども、農業については 3 年から 5 年というような継続的な事業が多くて、このような内容になっております。

農業としては以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは山崎議員の、来年度予算についてのカッコ 1 についてお答えします。

国への要望事業としましては、1点として漁船用補給施設設置事業として、津波減災対策で佐賀漁港における70キロリットル軽油タンクを地下タンクへ更新を行います。これについては26年度で設計を行っておりますので、27年度事業ということで計画要望をしております。

2点目としては、19トン、カツオマグロ船の操業効率化を図る機器の導入を考えております。

県に対しては、田野浦漁港では荷さばき所の解体、改修工事。

入野漁港では、モジャコ用餌および出荷作業のための電動フォークリフトの購入1台。それから、アカムツの販売促進およびブランド化。また、新規就業者の育成事業を行います。

伊田漁港では、津波減災対策として軽油の15キロリットルのタンクを撤去し、給油取扱施設を設置します。

佐賀漁港では、カツオ文化の発信事業として、カツオならびにカツオ文化について販促活動を通じて情報発信を行っていきます。また、活餌供給機能強化対策事業でカツオ活餌の安定供給体制を構築し、佐賀漁港へのカツオ一本釣り漁船の入港の促進を図ります。

以上、国、県に要請しているものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それぞれの課で考えられて、予算を組まれるということですが。

我々の目的は予算を組んで、それが町民に、関係者に、最終的にはその向上策となるというようなことにならなければなりませんので、それがまあ、ここ3、4年同じ予算で対策を打っていく。効果が見えるのが、3年、4年、5年ということになるかも分かりませんが、やはりその4、5年後、まあ3、4年後にですね、その事業をやった以上、続けてやるとか、単発でやるとか別にしても、効果の出るようなことを検証していかなければ税金の活用にはなりませんので、肝に銘じて、目的意識をちゃんと持った事業をしていただきたいと思います。

続きまして、そのもろもろの予算の計上の中で2番目ですが、農業者や漁業者がすぐに活用できる事業はあるのかないのか。これは漁協とか農協とかいう大きな団体の一つの予算取りということではなくて、漁業者個人が、ああこれは今の私のこの苦しい立場では、この事業ありがたい、これがいいね、というようなところがあれば教えてください。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

山崎議員の2点目、農業者や漁業者が活用できる事業はあるのか、というご質問にお答え致します。

農業関係につきましては、農家や集落への組織等が活用できる事業を要望しており、ご質問の農業者の活用できる事業につきましては、新しいところでは今議会でも提案予定をしております、炭酸ガス発生装置による増収アップを目指す、環境制御技術導入加速化事業や、以前からあるレンタルハウス事業などを要望しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

山崎議員の来年度予算についてのカッコ2についてお答えします。

事業については、27年度要望事業については活用できる事業と考えております。

特に減災対策で行います、伊田、佐賀の軽油タンク。これについては漁業者のみならず、地域の方々にとっても震災等については大きな課題ですので、それについては大きな効果があると考えております。

負担金等がありますので、漁協と協議しながら事業要望については努めております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、いろいろと事業もあるようですけれど、現実的にですね、その関係農業者、漁業者がですね、これらの町で発信する事業がですね、自らの考えの中に入って、自らが分析して、この事業を利用したいというようなことにならなければならないと思います。

その3番に移りますけれど、この町民に対する事業の説明、それから納得をどうやってさせていくか。今年はこの方針でやっていきますよと。町民の皆さん、こういう事業がありますので、ぜひご活用くださいと。ひいては、これを活用すれば将来的にはこういう向上策になっていきますよということまで安心させていただけるような、そういう町民との協議、説明。これを今後やっていただきたいと思いますが。

それから、そのやっぱりハードの事業がですね、町民の心のソフトの対策にまでなるようにですね、その際に町民の悩みもくみ上げて。また、翌々年の事業にというようなところで盛り上げていただけるように、この事業の説明をどのようにしていくかお聞きします。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは山崎議員の3点目の、町民へ事業の説明はどうしていくのか、のご質問にお答え致します。

農業の場合は、事業の募集につきましては、JAや県農業振興センターなどと連携して、事業内容によって周知については対応をしております。

例えば、町内農家全戸対象の場合は、説明会の開催や事業募集について文書や告知端末などにより周知しております。また、事業内容が利用者の制約される場合の関係者への周知につきましては、JAの各部会や直接農家に出向いて説明をしております。

特に、新規事業や事業の更新時には、抜かりのないように説明をして努めているところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

山崎議員の来年度予算についてのカッコ3についてお答えします。

町民への事業説明につきましては、年度初めの漁協との協議や広報、区長会における事業説明を行っております。

先ほど山崎議員がおっしゃられましたように、事業の詳細につきましては、今後、関係漁業者および各支所長と協議をして、詳細な説明に努めたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

いっぱい質問を構えておりましたけれど、まあ私どものようにだんだん高齢になってきますとですね、町がどのようなことをされてるということを告知放送で聞いて、それから第三者から聞いてというようなことでありますけれど。その右から左に消えていく場合があるがですよ。そうした場合にはやはり、この地域の住民は分かってるだろうか、分かってないだろうかということをですね、課長なんかは認識されないと、ほんとに事業の効果の挙がるのが、まあ効率が悪くなると。100 パーセント分かってもらえるところが、70 になり 60 になると。もっと悪けりゃ 40 パーセントになるというようなこともございますので。

課長にもう一度お伺いしますけれど、課長は自らの職責でやってる新しい取り組みを各町民に浸透を十分にしていると思ってるのかどうかを、すいませんがお聞きします。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

事業の説明につきましては、主に農業の場合は農業振興センター、農協。そちらの方で説明をしていただいて、内容についても、特に県の事業なんかになりますと振興センターの方が詳しいですので、一緒に現地へ行って説明したりとかということで説明をしております。

また、今年度の災害なんかにつきましては、特に国の方からの 30 パーセントの補助事業がありました。その時点で県の説明会を受けて、なお 10 日から 2 週間ぐらいの期間でした。その間で告知放送でも放送させていただいて、なおかつ文書でも農家さんには郵送させていただきました。それでも集まった方が全体で約 40 人近いものでしたので、なおかつまた電話もかけて、こういう補助がありますが該当しませんかということで、皆さんにも周知を致しました。

そのようなことで、農業の方では農家さんにはきめ細かく周知させていただいて、その周知してですね、その内容にまたさらに事業を活用されたいという方は担当の方にも来ていただいて、いろいろご説明をさせていただきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

私の方から述べさせていただきます。

山崎議員の方から、詳細な説明等がまだ少ないということですので、それにつきましては先ほど述べましたように、漁協等に出向きまして詳細等の説明、または資料の配布ですね。そういうことを行っていきたいと思います。

それから、事業要望等ありましたら、漁協を通じて自分たちも要望の吸い上げ、そういうのはいつでもやっておりますので、漁業者と一緒に地域漁業の振興を図りたいとは考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

まあ、頑張っておられるということは今お聞きしましたが、私は自分が受け持った職責をですね。職責の中で自分がやろうとしていることが町民に深く浸透しているだろうかという認識をお持ちかどうかということを知りたいので、一言でいいですので、私はそういう認識を持ってやってるとかやってないとか、まだもう少し物が足らんなというようなことに思っているのかどうか、そこを一言お願いします。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (森下昌三君)

再質問にお答え致します。

そういう認識の下でやっているわけですがけれども、私としたらこの課に行っても同じなんですけれども、その町民の方、関係する方がその各課に行くとおいでるわけですが、そういう方が相談に来やすいような状況といいますか、そういう雰囲気といいますか、環境をつくって行って、皆さんに説明をしていく。

また、来ていただいて、なおかつその事業についての浸透を図っていきたく、利用、活用していただきたいというふうには思っておりますので、そこは努力していると思っております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

至らぬところはありますが、漁業振興のために全力を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

私は一方的に課長なんか失礼な問い掛けをするわけですが、私自身がですね、常に自分にジレンマを感じながら、果たして自分が職責に全うできているのかということを反省しながらやっておりますので。

どうか考え方としては、課長、私も同じ立場ですのでご了承ください。

以上で私の質問を終わります。

議長 (小永正裕君)

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩致します。

休 憩 10時 26分

再 開 10時 45分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

1 番 (小松孝年君)

それでは、私の一般質問を始めます。

今回の一般質問では、私は大項目2点。協働とボランティアについてということと、行政の職場環境についてということで2点質問を出しております。

質問事項の大項目で、協働とボランティアについてということで1問目の問題は起こしておりますけれども。

私の一般質問で、ときどき観光の語源とかですね、信用と信頼の違いはとかよく出てきますけれども、決して言葉遊びでもコトバンクでもありませんので、そういった内容を深く考えて政策を打ち出していくということ。それから、そうしたことで運営していくことが重要だと思っておりますので、一般質問に取り上げております。

質問の要旨には、地域づくり、福祉、環境整備、その他いろいろな面において協働という意味は大きなものがある。しかし、最近では、協働ということとボランティアというものが混同しているのではないかと思う。もう一度その内容について精査すべきではないかという内容で記載しておりますが。

この質問は、どの課の何々についてというふうに特定したものではありません。どこの課においても行政運営において共通する部分があると思っておりますので、各課の課長さんは自分のところに関連する事項に当てはめてよく考えてみてください。

ここでちょっと勘違いされると困るのはですね、協働とボランティアが全く別物という意味で言ってるわけではありません。協働とボランティアというものは密接な関係があって、うまく組み合わせれば非常にスムーズに良いものになると、良い状況になると思われましても、間違った考えで行くと、ボランティア自体が消滅しかねないということがあるかもしれませんので、注意するべきだと思います。

そういったことを踏まえてですね、先ほど言った通告書の要旨について1回目の答弁を求めます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは小松議員の一般質問、協働とボランティアについて、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、協働とボランティアについて、それぞれの定義から整理してみますと、通常、行政用語で言うところの協働と使うときは、地方自治体と住民、民間企業、あるいは大学などが地域の課題に対して共に協議し、役割分担をしながら事業を実施するというイメージでございまして、行政主導や住民主導などと同列の取り組み方の一形態として使われてございます。つまり、協働は取り組み方でございます。

一方、ボランティアは、自主的に奉仕活動に従事する人のこととございまして、形態と致しましては、正職員、パート、アルバイトなどと同列の働き方の一形態として整理されてございます。

用語の上では、協働は取り組み方、ボランティアは働き方というふうに整理されます。

小松議員の質問要旨にありますように、地域づくり、福祉、環境整備、その他いろいろな面において協働という意味は大きなものがあるのご指摘のとおり、黒潮町の総合振興計画、まちづくりの基本理念には、まちづくりにとって大切なことは、人が元気、自然が元気、地域が元気な黒潮町の将来像を描きながら、住民と行政が協働して、暮らしやすく、豊かさにとぎわいのある、ふるさと黒潮町を築き上げることが大切であると記述されてございます。

まちづくりの主役は、この町に住む住民の皆さんでございます。住民の皆さんと行政が、いわゆる協働で取り組む事業にボランティアとして参加する、あるいは活動する場合もあると思えますし、仕事としてかわる場合もあるかと思えます。こうした場合、お互いが同じ立場で協議を重ねながらそれぞれの役割分担をして、事業実施に取り組んでいくのがまちづくりの基本であると認識してございます。

議員のご質問にあります、混同しているのご指摘でございます。

例えば、住民の方がこれまで快くボランティアをお引き受けくださっているところに、協働という名目のご負担を被らせているような事象があり、その住民の方が度重なる苦しみをお感じになっているような実態があれば、人が元気にはなれず、黒潮町の求める未来像でもございませぬし、協働本来の趣旨にも反することでございますので、いま一度、実態調査等を行い、善処し、精査してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今、課長の方から協働とボランティアについての定義ということで、いろいろ答えていただきました。

この1問目の問題はですね、自分が指摘している部分、黒潮町に限ったわけではないです。全国的に見ても今からの時代、問題視していくべきでないかと思えます。

今、説明もありましたけれども、そもそも協働という言葉はですね、いつごろから使われだしたかということちょっと考えて調べてみましたところ、大体1900年代、1990年代ぐらいからぼちぼち使われだしてですね、阪神淡路大震災があったあたり、あの1995年からだんだん本格的に使われだして、2000年ぐらいからさっき言われました、あの基本理念とかそういった自治体の基本構想の中に組み込まれるというか、書き込まれるようになったというふうに、調べたところ書いてありました。比較的新しい用語のように思われますけれども、そういった時代の流れによって使われるようになった言葉で、その内容も時代の流れによって変わっていかねばならないのではないかと考えております。

協働というその概念は、地域の課題解決に向けて行政だけでは解決できない課題を、住民、民間ですね、民間の協力を得て。また逆にですね、民間だけではできないことを行政の協力を得て、お互い協力し合って。さっき説明もありましたけれども、課題解決を効率的にですね、効果的に、また速やかに達成できるという目的があると思えます。これは大体皆さん分かっていると承知しておりますけれども、こういった内容を考えるとですね、協働という言葉の中身は課題解決に向けてですね、どちら側からか依頼とかお願いがあって、そういうことが発生してくるんじゃないかと思えます。

また、ボランティアというのは何かということですね、課長の説明と同じような自分も考えですけども、自主的、自発的に行うもの。それは主体性を持ったもので、決して強制されたり、お願いされたりするものではありません。そういった内容で要旨にも書いてあります、地域づくりや社会福祉、環境整備、その他いろんなことに寄与しております。従って、協働とボランティアの意味は根本的に、今の説明でも自分は別なものじゃないかなというふうにとらえております。

ここで何が言いたいかということですね、ボランティア活動の中に行政が乗っかってきてですね、いろんな仕事の協力を依頼、まあ、ついでについでにみたいな感じで依頼してくるのはですね、これは行政によってボランティアを利用しているのではないかというふうに言われても仕方がないと思えます。それはちょっと多くなってくるとですね、本来のボランティアの活動、自発的な活動が達成できなくなる。そっちの方に追われてですね、揚げ句の果てにはせつかくの活動が破壊される恐れがあるんじゃないかというふうにして思っております。そうなってくるとですね、せつかくのボランティアの意欲を失わせてしまうのではないかと危惧（きぐ）してるところであります。

今まで私が何度もいろんな質問の中で、ちょっときつい話ですけども、行政はいつもボランティアに頼り過ぎではないかというふうに言っております。こういったことが、心配していたからそういうふうと言

っていたわけです。ボランティアの意欲をね、削いで、それ自体が破壊されてくる。

そういったことをですね、今私が言ったことについてですね。今まで行政側はどういった認識があったのかということをごここで聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

今までではどのような認識があったかということについてお答えを致します。

最初にもご答弁を申し上げましたように、あくまでもボランティアをお願いすると言ったのは、こちら側にそれなりのニーズがあってお願いをすることでありまして、それが労働にまでは発展しなくても、行政にはどうしてもできないサービスというものが必要になってまいります。

そういったことに対して、そのことを担ってくださる方にご負担にならない程度のもを構えてのお願いというスタンスでございます。それが度重なっていくことによって、1つのことが2つに。そして、3つにも4つにもなっていくと、やってくださってる方には、本来私はそういうことまでは思っていなかったということにまで、気安い人にはついつい声掛けてしまう場面もあろうかと思えます。そういったことをもう一度、執行機関会議の中でも精査していきたい。そのようなことを考えてございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今、課長の方から正直に答えていただいたと思います。

本当は自分たちも、民間側の方もですね。ちょっとそのへんがちょっとこう、分からなかったというか、どうしてええのか迷っていたところもあります。

町長はあれですかね、町長。町長は一応、今は行政におりますけど、二元代表制。町長も町間から選ばれた立場として、今、行政に入ってるわけですけども。

町長はそのボランティア、協働についてどういう考えを持ってるかお聞きしたいのですが、よろしいですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、ボランティアのお話ですけども。

自分も反省しながら、恥ずかしい思いもするんですけど。この職責をいただくまではですね、この町政というのがこれほど多くのボランティアの皆さまにお支えになっていただいているということの認識が少し薄かったように思います。この場をお借りして、平時ボランティアにいそまれてる皆さまには心より敬意を申し上げます。

その上で基本認識を申し上げますが、これもずうっと議会で趣旨のご質問の答弁の中で触れてきたところでございます。これから産業にしる福祉施策にしる、行政だけでこの町を担っていくということはまず不可能でございます。また、可能であっても、そうあるべきではないと思っております。これが住民自治の原則でございます。自分たちはそれを代表する行政組織ということであろうかというふうな認識を持っております。

そういった中で、じゃあ次の、次代ですね、この地域をお支えになっていただく、例えば協働の仕組みづくりであるとか、あるいはボランティアの育成であるとか、こういったものも大変重要な自分たちの施策になってくるわけでございます。

しかしながら、ほんとに慎重に配慮しなければならないのは、議員からご指摘いただきましたように過度のご負担。こういったものを強いるような場合。こういったものはそのレベルがですね、どこが適正なのかというのはなかなか設定が難しいところではございますが、慎重に配慮しなければならない問題であろうかと思っております。

しかしながら他方ですね、行政が過度に介入していいのかどうなのかというのは、常に僕はすべての政策の決定において一つの判断基準として置いてるものがございます。

例えば、現在もほんとに多くの皆さまにボランティア活動に従事していただいておりますが、中にはですね、例えば3施設目のあったかふれあいセンターとして導入させていただきました入野地区のよりあい。これは制度導入するまでは、ほんとにその経営者の方が自己の財産を削って経営されていた。しかしながら、非常に厳しい金銭状況の中で経営されてはありましたが、非常に崇高な理念と、そして自由度が非常に高い取り組みであったということがございました。

制度導入しますと、金銭的、経済的には非常に負担軽減にはなりますけれども、どうしても制度上、法の規制が掛かるわけで、自由度が失われることになる。あるいは、理念の喪失になりはしないか。こういったことはですね、自分たちは相当慎重に配慮しながら、その事業者の方とご相談をさせていただき、結果的には制度を導入しましたが、100パーセント制度を導入した方が適正であるという判断の下ではなくて、非常に苦しい判断の中で導入させていただいたというような経緯がございます。

こういった代表事例でございますように、いろんなまちづくりに携わっていただいている皆さんとの協働環境は絶対に必要でございます。強化をする必要があろうかと思えます。しかしながら、このボランティア活動に過度の行政の介入があるとすると、そこで理念が失われることにはならないか。あるいは、活動の総量低下にならないか。こういったことをですね、慎重に配慮しなければならないというのが基本認識でございます。その上で、恐らく今回ご質問いただいているということは、個々の事例でちょっと過度に負担を求め過ぎているのではないかとというようなことがあるのではないかとと思っております。

これは総務課長が答弁しましたように、少し事例を調べさせていただいて、精査をさせていただく。次の対応につなげていきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今、町長から答弁いただきました。

内容的に、いろいろとその福祉の関係でほんとボランティア。自発的な行動で行っていたボランティアに行政が介入することによって規制が掛かってきたりというのはあって、過度の介入は避けた方がいいと。もちろんそういう内容はいいわけで。これはボランティアから始まった協働になってくるんじゃないかというふうに自分は思います。

それはボランティアから始まって、その共同作業。共に働く作業に移ることは何らいいことだと思っております。逆に、そういうふうな流れでですね、この地域活性、また福祉施策につながっていくことがですね、基本的に今からのこのまちづくりにおいては大事なことじゃないか。そういった認識はですね、自分も町長も同じところがあると思えます。個々の事例についてはですね、それはそこの課で後で考えていただければ

いことであります。

今からは、そういったボランティアと協働の関係があるべきではないかと思ってます。そのへんがごちゃ混ぜになって、ボランティアでやってるところに介入したというふうな考えで持つんじゃなくてですね。ボランティアでやってくれて、そういう自発的な意欲的な考え方の下に行政が協力していく。そういった関係になっていったらいいんじゃないかと思います。

ちょっとまたここで、そういう今の話が出ましたので視点を変えてちょっと質問したいのですが。

ボランティアという言葉がですね、奉仕活動、イコール、ボランティアというふうに何か世間一般に代名詞のようになっておりますけれども、自分は基本的に奉仕活動とボランティアは根本的な意味的なものが違うんじゃないかというふうに思っております。

そこでですね、一つお尋ねしますけれども、奉仕活動というのは、ほんと社会、まあボランティアと同じようなものに見えますけれども、無償で行うものですが、ボランティアというのは無償であるべきかどうかということについて、どういうふうなお考えがあるかお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

なかなか言葉と言葉を比較してですね、その間にスポッと切り口を取って、こっちからこちらはボランティアです、こっちが何とかですというような分け方はなかなかちょっと難しいのではないかと思っております。

有償の話がございましたが、有償ボランティアというのも当然あるべき姿だと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、その介入度合いがどこまで許されるのか。こういったことは慎重に配慮すべきだと思っております。特に、今さまざまな形態をお願いをして、例えば実費弁償とかそういったこともやっている案件がございますが、そちらの方は議員が今ご指摘いただいた有償ボランティアの枠組みの中に入るのではないかと思っております。

なかなかですね、地域を経営していくとか、運営していくとか、それは行政だけでやってるものではなくて、むしろ行政が運営してる範囲というのは僕に言わすとですね、全然低いものだと思っております。影響力は高いかも分かりませんが、日々の生活にほんとに影響してくる部分というのは、やっぱり個人であったり、個人の人間関係であったり、あるいは地域であったりすると思います。

そういったことを考えて、次の世代へ残さなければならない地域。こういった視点を持つと、先ほども申し上げましたように協働の仕組みは必要ですし、ボランティアの皆さんの活動をしっかりとサポートしていくことも必要であろうと思います。そのサポートする過程で有償ということは十分あり得ることだと思っております。

議長（小永正裕君）

小松君。

1番（小松孝年君）

自分も全く町長と同じ考えであります。

先にちょっと有償ボランティアというのが町長の方から、自分は無償というのが出たので、その逆に有償ボランティアという話が出てきましたけれども。厚生労働省の方もですね、ボランティアの概要という中の位置付けの中にですね、ボランティアの活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を有償ボランティアと呼ぶというふうに書いております。その有償ボランティアについては、はっきりそうい

うふうに書いております。

ほんとこれがちょっと先に、最初の方で言いましたけれども、時代の流れとともに変わってくるというのはですね、ほんとにこの厳しい経済状況の中です、どうしてもボランティアもやっていかないかん、そのボランティアをやることによって生活が困窮してくると元も子もないというふうなことも言われております。最低限の賃金が払えるボランティアも最近では多くなっているように、よくいろんなところを調べてみるとそういうこともいろいろ書いております。

さっき、町長の答弁にもありましたけれども、その中で、同じようなことですが、今この黒潮町で行ってるボランティア、協働。そういったところの移り変わりとかですか、そういった内容を一つ例を挙げてみるとですね。

総務課長が最初に答えたので、総務課で受け持ってます、自分もその委員の一人ですが、移住者支援協議会というのがあります。そこです、もともとは行政と建設労働組合、商工会のその三者で行っていたわけですが、今年からですね、幡多で暮らしたいという移住者の方々が組織した団体があります。そこはいろいろ協力してくれる。もともとボランティアです、いろんな移住者の支援を行っていただいております。ほんとのボランティアです、手弁当で。そういった方々が入ってくれることによってですね、今までちょっと進んでいなかった、その移住者支援、空き家対策。それも今年、一気に進んできました。なかなか、この黒潮町に移住してきたいというその希望者。面接を受けに来る人ももう数倍に増えてですね、空き家の調査等も日ごろ行ってきてですね、かなり空き家の発掘といいますか、貸してくれる家を増やしてくれております。

そういった中でですね、自分も移住者支援の協議会の会長をやっています立場で行政の方と話しまして、どうしてもそのボランティアばかりでやっていただくと長続きしない。そういったことはちょっと危惧(きぐ)されました。こういった活動はもう継続的に、また意欲的にやってほしいという願いがあって、何とか行政からの支援がないかということで、今年から入ってきたところに早速ですね、行政の方が支援をしてくれるようになったというふう聞いております。これはわずかなもので、費用弁償ぐらいにしかないと考えますが、それでもやっぱり今から活動していく上で、その継続性ができてくるし、また意欲もわいてくるんじゃないかというふうに思っております。

ほんとこれから円滑な行政運営をしていくためにはですね、協働、それからボランティアが、今言ったように継続的、意欲的に行われるように。また、有償ボランティアということもですね、現状を見直して考えていかなければならないと思います。

そういったことについてもう一度、有償ボランティアも考えていくかどうかということ、さっき答えてもらったと思いますけれども、確認したいと思いますので答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申しあげましたように、それぞれで慎重な配慮が必要な案件であろうと思います。

どうしても個々の活動についての精査ということになろうかと思いますが、十分、有償ボランティアという選択肢を持って検討してまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ボランティアの中にはですね、また専門的な立場で行うプロフェッショナルボランティアというものもあります。何でもかんでもボランティアにということではなくてですね、パートナーシップを取ってですね、これからは協働による円滑な、また合理的な行政運営をすることを心掛けていけばですね、協力してくれる人も増えてくるし、自発的な活動も増えてくるんじゃないかと思います。

また、今からやっついていかないかん防災面においても、また地区の自治においてもですね。また、その他のさまざまな自発的な活動においてもですね、新たな変化をもたらして、地域の活性化につながってくるんじゃないかと思います。

地域づくりは人づくりと言いますが、とにかく人が、住民がですね、働いてくれるようになるよう、今日の内容は各課でしっかり精査してくれることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

30分しか取っておりませんので、すぐ終わりますので。

2問目の、行政職場環境についてということでここに挙げさせていただいております。

質問の要旨がですね。職場の環境は、仕事の能率アップに大きくつながってくる。今後、新庁舎建設に当たっても注意すべきと思うし、目的に即した人員配置や、環境についての考えを聞くということで、ちょっといろんなことが混ざったような質問になっておりますけれども。

簡単に言えばですね、どういうことかということですね。

前にもちょっと、たいぶ前にこういう一般質問の場でちらっと出させていただいたこともありますが、私も大学で経営学を学んでというか、あんまり勉強はしませんでしたけれども、まあ一応そこに属しております。その経営学の経営概念という講義がありました。その中で、どういうわけか印象的に残ってるところはそういう今言った部分で、職場環境。仕事を能率アップするためにどうしたらいいかということで、いろんな研究が行われておりました。

例えば、照明の明るさを少しずつ変えていってですね、どのぐらいの明るさが一番仕事の能率のアップに上がったがとか。それから、まあ内面的なものもありますがね、あんたがこの仕事しなさいというふうに特別に選ばれると、その人がやる気になって仕事が今まで以上にできるとか、そういった内容のこともいろいろありました。

ここで簡単に答えてもらいたいのは、そういった職場の物理的な環境ですよ。照明および、また今、空調。暑いところがあったり、寒いところがあったり。こっちの方は今日はぬくいけど、向こうは寒い。寒いところにおると一般質問、きれいにできない。そういった状況も起こっております。

そういったことですね、その仕事の能率アップすることによって、今もすごいみんな、行政の職員の方々、残業したりして頑張っていたいておりますけれども。それがまあ10パーセントでも、かなり大きな差があるみたいですよ。あの研究結果によると。効率10パーセントぐらい、照明を変えただけでそんなこともあります。

ちょっと夏にですね、自分、この庁舎にないかというたら分かると思いますけれども。見てますけど、こっちを。あこに行ったときに、結構省エネのためにエアコンをちょっと切ってたときありました。この中で仕事するいうたら偉いなと思うて。それは省エネをすごく実行してくれる、いい室だとは思っておりましたけれども。それが逆になかなか暑い環境でですね、勉強せれいうてもなかなか勉強しにくいということもあります。ですので、能率が上がるかというたら能率が上がらなくて、逆に能率低下につながるとですね、余計な残業代という予算が要ると、まあそういうことになりますので。そういう、電気料とかそういうことを考えたらですね、それよりか人件費の方が高くなりますので、それやったらそういう環境を整えた方がいいんじゃないかというふうに思いましたので、そういった意味でここに質問させていただきました。

そういった環境整備について、ちょっと考え方をお聞きします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは小松議員の一般質問の職場環境について、通告書に基づきましてお答えを致します。

小松議員の言われるように、職場の環境は仕事への能率に多いに影響しているというふうに考えております。

物理的にというふうなご質問でありました。毎年、安全衛生委員会を開きまして、職場環境につきましては点検を行っているところでございます。今年も7月24日に本庁および出先機関、小学校、保育所の職場巡視点検を行っているところでございます。

点検項目と致しましては、室内のスペース、明るさ、温度、湿度、換気、整理整頓、電気配線、非常口などとなっております。指摘のあった所につきましては、それぞれの所属で改善をするように努めておるところでございます。

また、新庁舎建設に当たっては、庁舎検討委員会を設置する予定となっております。また、庁舎建設を総合的にコーディネートいただく業者にも専門的に委託を掛けろりと計画をしておるところでございます。そういうところに専門的な意見も頂きまして、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

1番（小松孝年君）

この職場の環境について、実際自分たちがどうこう言う立場じゃないかもしれませんが、実際効率が悪くなると、その環境の状況によって効率が悪くなると無駄な税金を使わないかんということもありますので。

今、副町長が答えていただきました。また、新庁舎を建てるに当たってですね、庁舎の検討委員会が立って、また専門業者に聞きながら庁舎の設計をしていくというふうな感じだと思います。

ほんと、そういった省エネも考えなければならぬわけですけども、少ない費用で効率の上がるようなエネルギー源とか、そういったところも考えてですね。ぜひとも今から庁舎建設に向けてやっていただきたいと思います。また、日ごろの職場環境の整備も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

もうこれで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩致します。

休 憩 11時 23分

再 開 13時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号、平

成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、今 12 月定例議会の総務常任委員会の審査の報告を致します。

12 月 12 日、午前 9 時から 12 時 15 分までの間、保健福祉センター 2 階の会議室で、委員全員出席の下、副町長、各所管課長の出席で慎重な審議を致しました。

議案はすべて、全会一致で可決するものと決しております。

それでは報告に入らせていただきます。

平成 26 年度の黒潮町一般会計補正予算についてのところから入らせていただきます。

2 款総務費ですので、17 ページをお願い致します。

ここに、17 ページの 4 節共済費 730 万円の追加補正が挙がっておりますが、これは臨時職員さん。当初、予算として 2,000 万を挙げておりましたが、これもともと 2,500 万ぐらい要るものを、一応予算としては減額の 2,000 万で計上しておりましたということです。

大体、月ベースで 68 人から 90 人ぐらいの臨時の職員さんを雇用をやってきております。今後、年度末までの 3 カ月間に平均して 90 人ぐらいの雇用になるということで、不足される分の共済費の 730 万円を計上されたということに聞いております。

この人数につきましてはすべて延べ人数ですので、一人の方が 1 カ月間 90 人がおるとということではなくて、1 週間の方もおれば 2 週間の方もおるとかいう、そういう方々を含めた延べ人数が 90 人との報告を受けております。

18 ページの方の、情報化推進費の方の 15 節になります。が工事請負費でございます。

その中で、臨時災害放送局整備工事費として 1,000 万挙がっておりますが、これは災害時に FM 放送局を開設するというので、町民にいろんな情報を周知するという形での設備でございますが、この設備は可動式で、移動が可能ということに聞いております。

置く場所としては、災害対策本部となります。入野にあります中央保育所と、今のところ予定は、拳ノ川の保健福祉センターを予定しているようにお聞きしております。電波の届く範囲が、障害物があっても 5 キロぐらいは届くと。で、全くない平坦地であったら 10 キロぐらいは届くということの報告を受けております。

そして、皆さんのご家庭で 90 数パーセントが入っております告知端末機。これの方が、光ケーブルが断線して使えなくなっても、告知端末機の方の電池さえ切れていなければ FM 放送は聞くことが可能ですので、これの活用にもできるというように報告を受けております。

その下にあります、区域外再放送設備整備工事費の 650 万でございますが、これ前年度のところ削除しておりましたが、再度挙げております。

これにつきましては、光ケーブルテレビの放送に対して民放 1 局増にするためのものでありますが、これは事業開始のときからの計画として盛り込まれてた部分であります。

この 1 局増の現実味が見えてきたことで工事ができるように、今回、補正計上をするものというように報告を聞いております。

委員の方からは、民放 1 局増営にこれまでどれだけの事業費が掛かっているかという問いがありましたけど、これにつきましては詳しいことはまだ集計ができていないということで、報告は受けておりません。

そこで執行部の方からは、現在、テレビ加入が 41 パーセントで、大体年間 2,400 万円ほどの収入との報告

を受けております。

この1局の増に対して加入件数をどれだけの見込んでいるかという質問に対しては、現段階では見込みの算出はしていないということでございます。このサービスの向上によって、この1局増やすことによって、現在、地上波で十分にテレビが見れております大方地区での加入増加につながるためには、この方法が一番というように答えておりました。そして、これによってまた増収の見込みが増えてくるというように予定はしておるようでございます。

続きまして19ページでございますが、17節公有財産購入費、庁舎移転用地の費用2,263万1,000円でございますが、これにつきましては、今のスケン谷の方で庁舎建設用地と、それに伴いまして都市防災避難道路、都市計によります。それと一緒に購入するように聞いております。

それにつきましては、報告もあったと思いますけど、都市防災の方の避難道路の地権者と、庁舎予定の地権者が同一の方がおいでますので、契約を分けると国税の方の控除が一度しか受けられないということがありますので、今回、合同で買うということのように報告を受けております。

この今回の買い上げで、庁舎移転関係用地6.9ヘクタールのうちの用地取得率としては40パーセントになるというように報告を受けております。

逆に、22節の補償補填及び賠償金につきましては、当初見積もっていた金額よりも、立木とかその他のサイド、それから倉庫なんかがありました。農業用の。そのあれを精算したところ、経費が要らなくなったということで1,500万の減額計上をされたものであります。

続いて、37ページになります。

公債費の方でございますが、ここで償還金利子及び割引料で90万1,000円が補正を挙げておりますが、これにつきましては、起債時に利息の見直しをする契約をされている分。これ、約10年目に見直しということで報告を受けております。それで利息が1.4パーセントであったものが今回0.4パーセントになったことによりまして、この差額分が計上されております。この見直しによって、利息が約200万円ぐらい減額になるというように報告を受けております。

9ページの方に返っていただきます。

ここに挙げております繰越明許費ですが、これにつきましては南海地震対策費6億4,700万円を繰越計上しておりますが、これは佐賀地区の避難タワーの分と、それから各地域での17件ほどの避難道の繰り越しでございますけど、繰り越し前に避難道の17件につきましては、この1月から3月の間に入札をし、契約をまずして、工事費の前渡し金という形で4割を支給した後の分を計上しているというように報告を聞いてる。まあ、皆さんのお手元にもレジュメで頂いておると思いますが。

避難タワーの整備工事につきましては、再度質問のところでも出てきましたけど、27年度になることで全額繰り越すということで5億2,500万を繰り越しております。

次は、議案第55号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを報告致します。

これにつきましては人事院勧告による補正でありまして、その中で、勤務外時間の時間外手当のあれがかなりの額で出てきておりますが。これにつきましては、災害がものすごくあったことによる職員さんの時間外と、選挙による時間外手当による補正を組んでおるというように報告を受けております。

次は、第61号になります。平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてをお願い致します。

これにつきましては、人事院勧告に伴う給与のあれでほとんどが埋まっておりますが、財産管理費という所で、12節役務費の方で保守料459万円が計上されております。

これの入につきましては、雑入の方で459万挙っております。これは今回の国道、県道等の工事に伴いまして、今あります光ケーブルの移設工事に伴う費用でございます。これにつきましては、発注側の国、県からの事業として入ってきたものを雑入で挙げておいて処理をしております。

保守料の方として出の方では、NTTのビジネスソリューションというんですか、この会社に委託をするというような報告を受けております。

その中で、議員の方から、雑入で挙げるべきではなくって、まあ分担金とか負担金とかいう項目で計上すべきではないかという意見がありましたけど、これにつきましては執行部の方からは、条例がないということと、なかなかいろんな事情がありますので、そういう形で挙げにくいことで雑入ということで処理をしておるというように報告を受けております。

それから、今のところ、国道とか何とかの移設のときに、国とか県とか、特に国道の方から全額、国の方からは全額その費用を頂いておりますけど、毎回毎回なかなか厳しくって、今回入ってきた分が次回のときに満額もらえるかどうか、その都度の交渉の段階でやっておるというように報告を受けております。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

すいません、一般会計補正の所ですね、18ページですが。

18ページ、15節の工事請負費で区域外再放送整備工事ですね1,650万の点で、ちょっと私、聞き逃したんですけど。

この650万計上することによって、議員の方からどれくらい加入率が上がるかという質問があったと言いましたけど、執行部の方からどういう答弁があったんですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

今のことですが、これにつきましては、まだ1つ民放が増えますよね。いうことで、その執行部としてどんだけ増えるかというような見込みの算出はされていないというようにお聞きしております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

その点で、執行部の方からそういう答弁があったときにですね、じゃあ費用対効果というのはどうなのかという意見は議員の方から出ませんでしたか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そのような発言はありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めますが、当委員会の町内施設の視察を行っておりますので、併せて報告を求めます。

初めに、視察の報告を求めます。

産業建設常任副委員長、小松孝年君。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

産業建設常任委員会の視察の報告を致します。

正式に付託を受けた視察ではないですので、本来なら詳しく報告する必要があると思いますが、今回、視察の一つは一般質問でも出されておりましたし、まあ所轄の事項でもあるということで、簡単に報告をさせていただきます。

去る12月11日、午後1時から4時までの間、佐賀のシメジ工場、黒潮町きのこ生産組合ですけれども、そこと、貯水タンク。佐賀の貯水タンク、配水池の視察に行っていました。

佐賀のシメジ工場については、担当課長および、ちょっとこの日は委員長がどうしても急用がありまして欠席しておりましたので、私がここで視察の報告しております。委員長を除く委員、それから担当課長、それから説明を青木さんからいただきました。それから水道施設については、委員長を除く委員と、それから担当の水道係2名に説明を聞きながら行いました。

視察の内容はですね、まず佐賀の黒潮町きのこ生産組合についてはですね、工場内の空調設備が老朽化しておりますので、今後の使用に不安があるため視察をしてほしいという要請がありましたので行いました。内容はですね、皆さまのお手元に報告書を付けてお供しますので、詳しい内容はそのへんをご覧くださいと思います。

内容を簡単に説明しますと、空調用の室外機が塩害によってかなりさびてお供して、いつ壊れるかわからないような状態で。全部で30基ぐらいあるわけですけれども、そのうち半分はもう完全に下がさびている状態。もしこれが一基でも故障したらですね、一部屋分空調が壊れるということで、どうしてもシメジ工場は温度調節が必要になってきます。もし故障した場合は、一部屋約350万の損失が出るということも伺いました。

あとは、詳しい内容は委員会の意見とかも付けてお供しますので見てください。何か質問があれば、後でお受けします。

それから水道施設。佐賀地区の簡易水道の配水池の施設を視察致しました。

これはですね、水源池の管理の状況を視察してほしいということで、タンク内の目視や、それから現状の調査、および聞き取り調査によって行いました。

タンク内を見たところ、タンク内はきれいに清掃もされており、まあ、5年間やっていなかった中継タンクがありますけれども、その中でも大変きれいな状態で、問題なしというふうに判断させていただきました。

それとですね、報告書の中の2枚目の委員会の意見という所の中で、これほんとは一番最後に来るページなわけですけれども、高区配水池と、それから低区配水池というのがありまして。その高区配水池は耐震性がなされているけれども、低区配水池の方は耐震化ができてないような感じで、急がれるというふうな内容のものを書いてお供しますが、この視察の後に、ちゃんと係の方が調べてですね、報告いただきましたところ、

低区配水池も耐震化というか耐震構造になっているという報告を受けましたので、よろしくお願ひします。

以上、視察についての報告を終わります。

議長（小永正裕君）

以上で視察報告を終わります。

これから、産業建設常任副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

この報告では、目視によるとあんまり問題はなかったと。まあ私の一般質問に対しても、担当課長からはそういった目視によるとということが答弁にあったわけですけども。

この目視というのは非常にあいまいでして、基準が。ぜひですね条例なんかを作って、その一定期間には清掃するんだと。そういった方向を示してほしいわけですけども。

そういった意見はですね、この産業建設委員会ではありませんでしたか。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

その点につきましてもですね、視察の際、私がちょっと係の方に聞きまして。

水の、まあタンク内の汚れを見るのはどういうふうに行っているかということで、まあ目視が基本的なやり方。

今、西村議員から言われたそのことは水質に関係することだと思いますけれども、それもちょっとお聞きしたところ、水質に関してでもですね、定期的いとかほとんど毎日ですけど、水質調査、水質試験ですかね。まあそういう調査みたいなのはやっていると。ですので、タンク内目視というのは物理的な汚れを見る部分だというふうに聞いております。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

目視による、その物理的うんぬんということですけども。

私が調査した結果は、そのタンク内に、前任の担当の職員から聞くと、鉄分が混じる場合が非常にあると。それは目視とかそういった問題ではなくて、やはり水道タンクをいったん空にして、そこで確かめてみるということは非常に大事だと、そう言われてるんですけども。ぜひそういった形をですね、今後もその建設常任委員会で、1年に一度の清掃に心掛けると。そういったあれを作ってほしいわけですけども。

その委員の中では、そういった管理方法を目視のままで済ますと。そういった形だったんでしょか。そのへんをもう1点だけ。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

今の質問ですが、さび等についてはですね、これはまあタンク内の状況確認ということは、その清掃時に行ってるということで。

その鉄分というのは、さびがありますよね。ポンプのパイプとか。そういうのから、どうしてもさびは出

てくるということは聞きました。

それから、今からの管理状況を目視でやっていくかということについての、委員会の方ではそれ以上の突っ込みがなくてですね、まあ目視でも十分できるんじゃないかと。その物理的なものについては、そういう判断で行いました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

シメジ工場の報告に関係してですが。

委員会の意見として、まあ会長には多額の費用が予想されるが、工場の財源でまあ改修。話は分かるがです。分かるがですけれど、これは言うたら指定管理者になっちゃうもんで事業者の費用という意味じゃないかと思うのですが。いうことが1点と。

それからその次に、行政側でこういう事業に関する補助がないかを調査し、いう部分。佐賀のときに、縫製工場の室内クーラーを改修というかね、町の予算で交換したことがあったがです。ほんで自分、まあ場合、その当時のその問題と、ほんで現在のこのシメジ工場が町にとってどういう位置付けか、そこ分からんがでまあ質問するがですけれど。以前、佐賀ではね、縫製工場の室内のクーラーをね、交換した事例が確か残っちようと思うがです。

もう1点は、一度にすべての改修が無理でも、段階的で構わないので検討をお願いするという委員会の意見ですけれど。その行政側にこういった事業に関する補助がないかどうか調査して、ほんで、あったら別に問題ないわけやないかと思うのですが。

そこらあたり、3点を質問致します。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

そのへん、今、明神議員から質問がありましたことも、まあ委員会の方でも同じような疑問がありまして、そのことも含めてですね、行政側にお願いしたところでした。

いいですかね。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

いや、ほんでこれは、自分今言った佐賀町のときにはよね、町の予算で交換した事例があると思うがです。ほんで、まあこれ報告。委員長のあれやき、そこから自分の質問に対してはちょっと答えにくいかわかりませんけれど。分かりました。そういう事例は佐賀にはありました。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

今のが質問かどうか分かりませんが、まあそういったことを自分たちちょっと知らなかったもので、そういうこともまた今言っただけなので、課長の方は調べてくれると思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

この建物と備品のことですよ。この備品のクーラーですが、エアコンの話になっておりますけど。

この指定管理者制度を取っておりますけど、要は建物と備品が町有財産としてあるものであれば、このあはれは町がすべてやり替えないかんようになってくると思いますが。そのへんまでの、まあ視察に行ただけですので、これが町有財産のものかどうかいう、そこによって物事が変わってくるように思いますんですけど。

そのへんのあはれは、委員会の中で意見が出ましたでしょうか。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

そういった意見もですね委員会の方で、まあ各々ですけど、視察中ですのでね。出ていたように、自分の耳で聞きました。

まあそれがどうかいうかは、後の結果はですね、まだまだ調べてみると分かんところですけども、そういう話は各々が質問をしていました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

6 番（宮地葉子さん）

すいません、水道の件ですけどね、全然素人で分かりづらいんですけど。

副委員長からですね、水の管理は目視で問題なかったということでしたが。その目視っていうのが、先ほど西村議員の質問にもありましたけど、あいまいな基準だということ。副委員長の基準としては、その目視というのはどういうものを大体基準にして、まあ問題ないだろうというふうに思われたのか。

その点をお聞きます。

議長（小永正裕君）

副委員長。

産業建設常任副委員長（小松孝年君）

まあ、自分のその発言についてだと思いますけれども。

その目視で行うというのはですね、先ほど言いましたけど、物理的なもの。それはどういうものかという、沈殿物とか、それから付着物。あのタンクの上に付着する。それから、水に浮遊する浮遊物ですね。そういったものが見られなかったということです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任副委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

それでは私の方からは、産業建設常任委員会に付託されました議案についての審議の報告を致します。

議案審査については、本町3階の第3会議室におきまして12月12日、13時30分から17時10分までと、15日、16時から16時40分まで行いました。

12日には、先に報告致しました陳情についての参考人招致を13時30分から14時40分まで行い、その後、担当課長の出席を求め議案審査を行いました。

15日は、先にご報告致しましたとおり、陳情に対する審査を行いました。

審査結果をご報告致します。

本委員会に付託されました、議案第54号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算のうち、歳出5款から8款、11款。議案第62号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての2議案は、全会一致で可決するものと決しました。

それでは、議案の審査の内容で特に委員から質問があったもの等についてのご報告をさせていただきます。

まず、議案第54号、補正予算の27ページでからでございます。

27ページ、6款農業委員会費で、台帳システム改修に係る国への返還金が計上されておりました。

委員から、どのような改修がとの質問がございましたけれども、これは4月に改正された農協法の追加項目6項目に対応できないので修繕が必要になったということでしたが、これは26年度当初予算に計上されていたものについてでございます。新たに補助を受けるために償還金が残っているものについては返還が求められるということになった、というご説明でございました。

続きまして、28ページ、農業振興費の農業公社貸付金の減額でございますが、今議会でも説明があったとおり農業公社が黒字経営となったので、貸し付けをする必要がなくなったということでございます。

この内容については、キュウリの生産目標13.5トンが20トンになるなど、キュウリ部会の平均単収を超えている収益が挙げられたということでございます。

農業公社の研修生には2人おられまして、来年9月で研修期間が終わるそうです。年明けからは、新たな募集を掛けていく予定になっているというご報告でした。また、町長から、この成果については指導力が大きかったということと、それから研修生も素直に取り組んだ結果ではないかというご報告でした。なお、さらに2年目については、それぞれが冒険もし、さらに経験を積んでいってもらいたいとお話ございました。

次に、30ページ、7款商工費では、なぶら土佐佐賀の通気口の風雨対策や、特産品販売所、ビオス前の建物でございます。修繕費等が挙がっておりました。

委員から、なぶら土佐佐賀の経営状況はどうかという質問がありました。

今年は夏場の大切な時期に天気が悪かったので心配はしていたが、今年10月末には7万人の集客があり、目標を超えて順調な経営がなされているとのことでした。

委員の中でも、駐車場の車の駐車台数を見るなどして、集客数が増えているかと心配して見ていたけれども安心したという声がございました。

次に、3目の観光費の修繕費がございました。入野松原にある体験施設を利用されている、ガラス工房キロロアンさんの施設が古くなっているので、雨漏りを直す費用が組まれておりました。

4目の産業推進費では、何度もご説明がありました早咲の第三セクター缶詰工場の予算でございます。10万缶分の追加注文に対応するための資金ショート分の対応ですけれども、この件は説明がありましたので特に説明は致しませんけれども、委員の方からは、この良品計画さんとの取引ができたことに高い評価がございました。プロジェクトチームをつくり取り組んできた結果であると、担当者からも報告を受けました。

委員からは、さらに品質の確保に十分注意をして取り組んでもらいたい。せっかくその事業が始まってい

るので、皆さんからの信頼を揺るがすことがないように努めてもらいたい、ということが指摘されました。

答弁としては、環境評価についてはAランクです。今のところ心配はないんですが、まあいろいろな環境からの問題もあると思いますので、さらに注意をしていくとのご答弁をいただきました。

次に、32ページ、8款の土木費についてです。

1目工事請負費です。佐賀の白石団地に照明がつくというご説明でしたけれども、LED5基がつくということです。ただ今建設中の家屋は12月の11日に完成予定だそうですので、それに併せて安全対策を取るということでした。

次に、33ページ、都市環境整備費では2,000万の事業費の組み替えがありました。これは本会議でも説明があったとおりですが、災害特殊車両の小型ポンプの積載車2台が都市防災事業の対象外となったとの連絡を受けて、急きよ、田野浦地区の消防屯所と集会所の用地購入に組み替えています。

購入できなかった佐賀と蜷川の消防車は購入できるのかとの委員からの質問がありましたが、来年度、要望は挙げていくとの回答でした。

19節に移ります。災害対策としての老朽住宅除去4件分が計上されていました。7月の広報で募集を掛けて、14件の申請があったそうです。このうちの5件は対象外だったので、4件を今年事業をするということで当初予算に5件分計上していましたので、今年度は計9件の撤去を行うということになっています。

次に、6目の住宅費で、需用費で修繕費が挙げられています。大方分は50万。8月10日に改良住宅7戸分の外壁を修繕した保険分を差し引いた分を計上されていました。残りは、佐賀の改良住宅の雨漏りや地盤沈下に対応するものですが、少し課長から説明を受けました。住宅が空いたんですけども、この方が町外に7、8軒が移られて空き家になっている状態の所に修繕を行わなくてはならないというご報告でした。

今まででしたら、こういう住宅が空いたときにはすぐに入居者が待ち構えているような状況でしたんですけども、今までまだお問い合わせがないということでした。まあ今は年度途中でもありますので、3月とか4月の、人が動く時期まで経過を見てみないと分からないということですが、今までにはない状況があったというご説明でした。

また、改良住宅には住宅法の縛りがあるために入居条件が合わなかったり、基準を超えて入居させることができないものですのでマッチングがなかなか難しい点も見受けられ、移住者の方での希望があっても入れない状況もあるということでした。

先ほどの、出られた方ですけども、その中には他地区にご自宅を構えられて移転された方がいらっしまったということでした。

そのことについて、また空き家が増える要因になっているのではないかとということでしたけれども、委員の中からは、地区外に家を建てる人たちには建設の有利な補助金の利用を選択して移れることがあるということの指摘がありました。本町でもさまざまな取り組みも考え、対応策が求められるのではないかと、委員からの意見がありました。

さらに、委員から工事の請け負いについて関連した意見が出されました。町の事業に対して、地区の業者さんに受けていただけるように気配りをしてほしいとの意見がありました。

町内の業者さんからは、職人さんを休ませている状態があるとの声があったということですけども、現在は景気対策での事業も多く出ていることから、町の発注事業では避難タワーと塗装以外は町内業者さんで受けてもらっているというご説明をいただきました。また、このことについては建設業界さんにも申し入れをして、町内の業者さんでできる限り受託をして対応していただけるよう申し入れをしているとのご答弁もご

ございました。

さらに、これからのことでございますけれども、住宅の耐震のリフォーム等がたくさん出てくるというご報告でございました。ぜひ、町内業者さんで対応をしていただければいいなということでございました。また、関係者に対しては説明もして協力を求めているということで、このことが町内業者さんの仕事につなげていきたいとお考えを示していただきました。

また、この私たちが付託されました科目全体に係る人件費についてですけれども、これにつきましては人働に係るものでしたので、委員からは特に意見もございませんでした。

以上、54号の主なものをご説明致しました。

次に、議案第62号は人働によるものでしたので、これも特に質問はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長に対する質疑を始めます。

教育厚生常任委員長、西村将伸君。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

それでは、教育厚生常任委員長報告を行います。

教育厚生常任委員会は、12月11日、午前11時から午後3時半まで、全委員出席の下、また担当課長出席の下で、議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第60号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてまで。条例に関する議案が4件、補正予算に関する議案が6件の、合計10議案となっております。また、3つの陳情、45、46、47号議案でございました。

これから審査内容を報告致しますけれども、議案第56、57、58、59、60号の5件に関しましては、担当課長から丁寧な説明を受けましたけれども、人事院勧告等人事による補正案でして特に議論とはなりませんので、ここでは省略させていただきます。

初めに、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、担当の金子住民課長に説明を求めました。

この議案は、出産育児一時金に関する条例改正のこの内容は、出産費用が上がっていることから条例改正するものですが、現在、出産一時金を3万円を加算するとしておりますけれども、改正後は加算額が1万6,000円となります。このために、出産育児一時金の基礎額を39万円から40万4,000円にするものです。結果として、出産（育児）一時金の加算額を含めた総額は、現在の42万円と変わらないことになっております。

次に、議案第51号、52号、53号について、担当の宮川健康福祉課長に説明を求めました。

この保育事業にかんする条例制定は、平成24年8月において、子ども・子育て関連三法が成立したことによるもので、横浜市に端を発しました待機児童ゼロを目指すために、民間施設の設備や運営、許可基準を整

えるための条例制定となっております。

ちなみに、黒潮町は少子化で、待機児童といった問題はほど遠く、南部保育所定員 40 名に対し入所者 26 名から 30 名。くじら保育所、定員 80 名に対し 50 名。佐賀保育所、定員 130 名に対し 80 名。中央保育所、定員 180 名に対して 140 名となっております。この条例の対象となる施設は、現在のところ黒潮町ではありませんし、近い将来においても現在問い合わせなどもないことから、該当する保育事業者は見込まれないものと思われます。ただし、将来、多様な場所で展開される、質の確保された保育を提供するために許可基準とするもので、これは将来的にはまた大切な基準になることが考えられると。そういったことでの提案でございました。

また、この説明を受けた後に、委員からは、児童保育は子守りをする業務だけではない。育児といった大切な事業をこの民間に任せるのではなくて、国が責任を持って公的施設で保育事業をするべきだといった意見もございました。

また、この条例制定を整えることはいいけれども、黒潮町がこうした条例制定を適用するような町になればいいのにねといった、ため息まじりの委員の発言の多い議案でございました。

続きまして、一般会計補正予算について、担当の畦地教育次長、また村越地域住民課長、金子住民課長、宮川健康福祉課長に説明をいただきました。

予算書の 35、一般補正予算の 35 ページをお開きください。

教育費、3 項 1 目、中学校管理費、11 節ですけれども 109 万円は、教室にエアコン整備を行ってまいりました。このことによる電気料金の増加による補正となっております。

続きまして、24 ページをお開きください。

最上段にありますけれども、3 款民生費のうち町民館運営費、15 設工事請負費 327 万 3,000 円は、佐賀町民館の雨漏りの改修工事費ですが、約、この雨漏りというのは 10 年ごとの修理が必要との説明がありました。

続きまして、26 ページになります。

最上段にあります児童福祉施設費、11 節需用費、賄材料費 181 万 3,000 円は、当初、これは保育所への入所者が 296 名予定しておりましたけれども、308 名に増えたことによる賄材料費の補正となっております。

最後になります。27 ページをお開きください。

これも最上段にありますけれども、清掃費、3 目し尿処理費、11 節需用費、修繕料ですけれども 385 万 2,000 円は、10 年を経過した衛生センターの修繕費用となっております。

以上が、12 月本定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案審査の内容です。

慎重な審査の結果、陳情 45、陳情 47 号を除きました付託議案を可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 50 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。
反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての討論はありませんか。

反対討論。

宮地君。

6 番 (宮地葉子さん)

51、52、53 号、大体おんなじようなので、一回まとめて言いますけど。

先ほど委員長報告の中でも少し触れてくれましたが、この条例はですね、待機児童を解消するということで、そういう名目で出されておりますけども、保育事業というのは単なる子守りじゃなくて、ほんとに子ども、児童をですね、安全、安心な、そういう成長のための保育事業なんです。それで今までは、公の機関で児童福祉法 24 条に基づいて行われておりましたけども、この条例によって、規制緩和によって民間でもある程度規制緩和をして許される範囲がかなり広がってます。

それで、ABC のどこだったか、A 段階、B 段階、C 段階と、こういうふうに分かれていますけども。今まで保育士というのは、専門の学校に行っていてですね、そういう免許を持った人が保育をやってたんですが、半分免許持ったら後は持てなくていいとかかなり緩和された内容ではですね、やはり充実した保育ができないと私は思うんです。

だから、この 3 件まとめてですね、反対を致します。

議長 (小永正裕君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての討論はありませんか。
反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。
反対討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

この一般会計の補正予算はですね、主に人事院勧告によるもので、賛成する内容は大いにあります。

ですが 1 つ、私は質問も致しましたけども、区域外再放送 (設備) 整備費工事 650 万。民放の 4 局目がここで入れられるという予算ですが。

費用対効果の点もどうでしたかと委員長報告にもお聞きしましたが、まあそういう意見も委員会ではもまれてなくてなかったということですが。650 万を追加する。何回かここでも言いましたけども、確かにサービスを充実していくことは、待ちに待った住民もおいでるし悪いことじゃないです。でも、この経営は赤字経営ですので、そこにお金をどんどんつぎ込んでいくということは税金をつぎ込んでいくわけですから。手厚いサービスはいいんですけども、やはり税金としてはもっとほかに使い道があると思って、私はずっと反対してきております。

そして、先ほど委員長報告でも聞きましたけども、この 650 万というお金を使ってですね、じゃあ理由はどこかかっていったら、加入率を上げるための大きな理由だという説明でしたが。課長からもそういう説明はありましたけども、どれだけの加入率が上がるかも、まあもちろん見つかっていないわけですよ。分からないわけですよ。実際は 650 万の収入が入るとはとても思えませんので、やはりこれが組み込まれているということで、この補正予算には反対せざるを得なくて反対致します。

議長 (小永正裕君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。
反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 62 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 50 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 3、議案第 63 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 5 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、追加提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に追加提案させていただきます議案は、補正予算1件、監査委員の選任1件の、計2件でございます。

まず、議案第63号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（補正第5号）について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ50万を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ111億6,842万4,000円とするものでございます。

この補正内容は、ハウス内の温度、湿度、炭酸ガスの濃度等の適正な環境をつくるために炭酸ガス発生器などを導入し、キュウリ、ピーマン、ニラなど、地域主要品目の作物の増収を図るための高知県の環境制御技術導入加速化事業費補助金に上乗せをする形で50万を追加補正するものとなっております。

県は既に予算化しており、この12月中に当町におきまして予算化することで、本園芸年度中に増収が図れることになる事業でございます。

これら歳出に対する歳入は、過疎対策事業の過疎対策事業債のソフト分を借り入れて充当することと致しました。

以上で提案説明を終わりますが、この後副町長に補足説明をさせますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第63号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（補正第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ111億6,842万4,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして地方債の変更も行うこととしております。

まず、最後のページ、14ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

6款1項3目、農業振興費、19節負担金補助及び交付金50万円は、ハウス内の温度、湿度、炭酸ガスの濃度等の適正な環境をつくるために、環境測定装置、炭酸ガス発生器などを導入し、光合成を促進することによって、キュウリ、ピーマン、ニラなどの地域主要品目の作物の増収を図るため、高知県の環境制御技術導入加速化事業費補助金に上乗せをする形で追加補正をするものとなっております。

補助率の内訳としまして、高知県は事業費の3分の1、町が6分の1を上乗せし、補助対象経費の上限は100万円となっております。

県は既に予算化しており、作物によって違いはありますが、実証実験によりますと10パーセントから30パーセントの増収が見込まれるところでございます。

事業主体は、3戸以上のグループまたは農業協同組合となっております、26年度、27年度の2カ年で実施を予定しているところでございます。

次に、この歳出に対する歳入につきましては、前のページの13ページにお戻りください。

21款1項4目1節の農業債としまして、歳出と同額の50万円を、過疎対策事業債のソフト分を借り入れて充当することと致しました。

続きまして、第2表地方債の補正でございます。9ページをご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額を調整し、補正前の限度額21億316万8,000円を、補正後は21億366万8,000円とするもので、そのほか起債の方法、利率には変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの13ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第63号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（補正第5号）についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行いません。

議案第63号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（補正第5号）について討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第63号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（補正第5号）についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号、監査委員の選任についてを議題としますが、この件につきましては地方自治法第117条の規定により、山崎正男君は除斥の対象となりますので、山崎正男君の退場を求めます。

日程第4、議案第64号、監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 64 号、監査委員の選任につきましてご説明させていただきます。

監査委員の小永議員から、議長に就任したことに伴い、12 月 18 日付で監査委員の辞職願が提出され、受理を致しました。

これに伴い、欠員となった監査委員に、黒潮町佐賀 2609 番地 1、山崎正男議員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

山崎議員は、昭和 22 年 9 月 15 日生まれで、行政職および議会議員としての経験も豊富でございます。また、これまでも漁協等の監査委員の経験もございます。地方分権時代に突入り監査委員の役割はますます重要度を増しており、こういった状況を踏まえ、山崎議員の適任であると判断を致しましたので、今回、提案をさせていただきます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

議場を閉鎖しました。

ただ今の出席議員は 12 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番坂本あやさん、5 番亀沢徳昭君を指名します。

議案第 64 号、監査委員の任命についてを採決します。

投票用紙を配布します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

坂本さん、亀沢君、ご確認お願いします。

異状はありませんか。

（なしの声あり）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり山崎正男君を任命することについて、同意される方は賛成と、

同意されない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすことになります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

坂本さん、亀沢君、立会をお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 12 票。

そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 12 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 64 号、監査委員の任命については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

議案第 64 号の審議が終了致しましたので、山崎正男君の入場を許可します。

山崎正男君は議席にお戻りください。

ここで、監査委員に選任されました山崎正男君から、就任のご挨拶を頂戴致したいと思います。

山崎正男君、お願い致します。

監査委員（山崎正男君）

この席で失礼致します。

小永前監査委員さんの後を継ぎまして、皆さんにご了承いただきましたので、これからは町の監査委員として残る数カ月を能率的に、効率的に、公平に、町の財政が運営されているかをしっかりと確認していきたいと思います。

皆さん、よろしくをお願いします。

(議場から拍手)

議長（小永正裕君）

どうもありがとうございました。

これからは監査委員として、より効果的、効率的で透明性の高い町政運営の推進のためご尽力くださいませう、よろしくをお願い致します。

日程第 5、議員提出議案第 42 号、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について、および、議員提出議案第 43 号、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 42 号、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書についての提出者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは、議員提出議案 42 号の、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について、

提出意見を述べたいと思います。

この意見書はですね、介護保険制度が今度変わることになりまして、要支援 1、2 の高齢者に提供されるサービスが、訪問介護や通所介護、そういうのがですね、市町村事業へと移行が進められます。そのことによって地域間格差が拡大する。また、要支援者の介護の重度化、また、介護労働者の処遇の低下などの不安がずっといわれてきました。

もう一点の、子ども・子育て支援体制について。

これは条例改正があったんですけども、必要な予算が確保されていないこと。保育の質または保育士の処遇基準の見直しや処遇改善、および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容になっています。

それらのことを踏まえまして、下の 3 点をですね要望していくものなんですけど、3 点を読みます。

1、介護保険制度改正によって、保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下、および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2、子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる、約 1 兆円の財源を確実に確保すること。

3、介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と、処遇改善を進めるための予算を確保すること。

これらを意見書として提出します。

提出先は、次のページにありますけど、それらの大臣あてになっております。

よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

これで、議員提出議案第 42 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 42 号、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、提出者に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 43 号、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書についての提出者、濱村博君。

14 番（濱村 博君）

それでは、43 号の趣旨説明をさせていただきます。

「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書について、趣旨説明を行います。

政府の規制改革実施計画の閣僚決定を受け、JA グループは標記の実現を目指して自己改革案を提出しました。しかし、政府の規制改革会議、農業ワーキンググループの意見書には、JA グループの自己改革と大きな隔たりがあります。

従って、政府の農業法の改正案の取りまとめについては、JA グループの自己改革の決意を尊重し、地方の創生につながるものとしていただくことを求めるものです。

提出先は、この参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 43 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 43 号、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 43 号の質疑を終わります。

(濱村議員から「ありがとうございます」との発言あり)

これで提出者に対する質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 42 号、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 43 号、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 43 号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 42 号、2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 43 号、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見

書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

この際、14 時 45 分まで休憩します。

休 憩 14 時 33 分

再 開 14 時 45 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議員提出議案第 44 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

それでは、議員提出議案第 44 号についてご説明致します。

まず、この提案は、提出者、私、山崎正男。賛成者、西村將伸、濱村博、坂本あやの、3 名の賛同をいただきまして、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、上記の議案について別紙のとおり、会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出致します。

それで、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、このことについて説明します。

黒潮町議会の議員の定数を定める条例（平成 18 年黒潮町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「16 人」を「14 人」に改める。附則（平成 26 年何月何日条例第何号）

（施行期日）1、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその記述を告示される一般選挙から適用する。

（経過措置）2、改正前の黒潮町議会の議員の定数を定める条例に基づく議会の議員の定数については、前項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

ということでございます。

それで、私の方で今改正案について提案理由の説明を致します。

まず、私は議員定数を、現在 16 人でございますが、14 人にすることを提案をしております。

この定数の過去の議会の流れを説明しますと、平成 18 年 3 月、合併特例で 27 人。平成 19 年 4 月、合併協定による定数 20 人。平成 18 年 6 月議会では、16 人に削減案が出されましたが否決されております。平成 21 年 6 月議会には、18 人に削減案が出され、可決されております。平成 22 年 12 月議会では、条例改正請求の提出がされまして 14 人の削減案が出され、これはこの時点で否決されております。平成 23 年 1 月議会、このときには 16 人に削減案が出されまして、可決されております。平成 23 年 4 月の選挙から本 16 人になって、現在に至っております。

一方で、この地方自治法の規定では、第 91 条の説明も加えますと、第 2 号、市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないということで、1 号で、人口 2,000 人未満の町村については 12 人。2 号で、人口 2,000 人以上 5,000 人未満の町村は 14 人。3 号、人口 5,000 以上 1 万未満の町村では 18 人。4 号で、人口 1 万以上 2 万未満の町村において

は22人。5号で、人口5万未満の市、および2万以上の町村は26人となっています。が、この上限の人数については、現在は定数の上限数は2013年に改正されてなくなっております。現在、この数についてはフリーの状態でございます。

それではまず、私がなぜこの提案をしたかということについて、私は4つの観点から持ち出しております。

第1点は、平成23年の住民請求がありまして、4,180人の要望が寄せられていたことが一番の理由でございます。過去のことですが、これは当時の先輩議員の英断によりまして、既に今の16人まで落ち着いた決着があります。私が議会に出るときからの心の中にですね、この定数については考えておるところがありましたので、この住民請求はいつまでたっても私の心の中では重いものがありまして、今、ここで14人で提案するものです。これが1点目の私の考えです。

それから第2点目ですが、人口の減少傾向が考えられます。

現在は、1年に約200人から250人が減少しています。これでいきますと、4年で約1,000人の人口が減少することになります。このような状況を考えると、今の定数を速やかに変更する必要があるという考えです。

第3点目は、近隣市町村の議員定数が10人とか14人に減少していることです。

四万十市は20人、四万十町は来年2月から18人とのことです。四万十市を除き、幡多郡の市町村は14人以下ばかりです。周囲の状況を見ましても、当町も14人に減らすべきだと考えますので、これも一つの観点にしております。

第4はですね、国会議員の定数をもっと削減するべきだという意見のある中で、地方議会がこれだけ厳しい選択を取られておりますので、これらも先取りしてですね、この厳しい結果を国会議員へ届けて、国会の改革をもっとせよという意思表示をして、その警鐘を鳴らすためです。

以上の4点の視点で考えるものでありますが、補足をしますと、皆さまの手元にもお配りしておりますが、これはカラーの、人口と議員一人当たりの人数という表をご覧になっていただけますか。

これで、左側が定数の人数を記入しております。それから上の端には、人口を1,000人単位で表示してあります。で、一番上の青色の人数は、昔の定数の上限の数字です。

現在、黒潮町は約1万2,200人余り。ほんでまあ、この黄色の1万2,000人ぐらいという考え方で見てください。

それから、中の方に黒枠で表示してありますが、1万2,000人の場合は、16人の定数であれば750人が一人当たりの町民の数です。

それから、これを14人にすると、現在であれば857人という見方でございます。

それから、これが250人ずつもし減少するのであれば、1万1,000になるにはあと4年間。で、16人の定数ならば687人。それから、14人の定数になれば785人。もう4年たてば1万人を割る可能性がありますので、その時点では、16人であれば605人。14人になれば714人というふうな、我々の肩に掛かる住民の数でございます。

で、今、16人を堅持してそのままいきますと、まあ減少が順調に、250人という推定ですので申し訳ないですけどそういう考え方でいきますと、現在750人が、10年もたった後605人ということになって、だんだんと。人口が5,000人になるころには312人というような状況になっております。

それから、14人になぜするかということは、今現在750人が、10年先でも8年先でも714人ということでございますので、我々の議員の一人当たりの肩に掛かる職責の重さはそんなに変わりはないという感じでとらえております。

それから、市は高知市から土佐清水まで定数が、高知市が33人、室戸が13人と、順番に下がっていきま

すと、四万十市は現在のところが20人。土佐清水市は12人ということでございまして。そちらの方に表には人数が載っておりませんが、私の調べたところでは、四万十市では3万5,655人、人口が。それから、土佐清水は1万5,526人。これを定数で割りますと、四万十市は1,782人。土佐清水市は1,293人。こういうこととございまして。宿毛市においては、2万2,231人の人口で13人の定数ですので、1,587人ということとございまして。これらの市の担当能力から見ますと、我々町村はまだまだ緩やかであるという、単純な計算でございしますがそのように感じます。

私は、近隣の議会の動向やですね、厳しい社会経済の動向、または住民の要望を考慮して、さらに2名の定数減による財源が約、年間500万。10年先取りすれば5,000万の財源が活用できることも踏まえて考えれば、私たち議会も今は先を予見しながら、勇気を持って決断すべきではないかと考えます。

それから、我々が人数を減らすと予見されるところが、その常任委員会の数のこともございまして。これはですね、この12月から以降3月までに、常任委員会を2つにするか、連合審査を多くするか、いろいろな考えがありますので、十分に議員の中でもんで、そういうものを詰めていけば良いかと、私は考えております。

それから、なぜ山崎はこの時点でこんなことを言うのかということとありますが。私は4年間の任期でございまして、私は自らが、自分の職責を律するならば今の時点でこれを提案しなければ自分の思いが伝わらぬということと、今、こうして提案を皆さまに諮っているものです。

人生は成せば成る、成さねばならぬという言葉もありますが、私は思い切って議員の皆さまとともに、この人口の減少、近隣の状況、社会の動向、こういうことを踏まえてですね、14人にすべきということと提案致します。

議員の皆さまの適切な判断とご理解をいただき、よろしくご審議をお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第44号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

今、山崎議員のこれに対する思いを説明していただきました。

その中で、まあ4年前の住民動議。これの人数を重く受け止めておったということの発言があったと思います。

で、それならば、なぜ6月議会に挙げてきて、皆さんに審議を。まあ、結論がどうなるか分かりませんが、私としてはそれほど思いを持っておるものでしたら、この12月じゃなくって、6月に出してきて12月に結論を出してくださいというような提案を私はすべきではないだろうか。それがしてないのはなぜかということと。

今も、2名の削減で年間500万の削減ということを言われましたよね。で、これでいくと人数の削減でこのお金、挙げたものが必ずしも住民福祉に回るという確定もないと思います。

それならば、定数削減も一つの方法であるけど、いわゆる報酬の削減という考え方も一つ出てくると思うんですよね。報酬の削減。定数は維持して、報酬だけを下げて。今、あなたが言われた趣旨の説明の中で、2名で500万違うということとありますので、それをやるのだったらそれでも、そういう一つの方法もあろうと思います。

それともう一点、ものすごい気になったのは、委員会がこれほど少なかったら、任意制にするか全員協賛制にするか。これをこの時点で確定して3月までに決めていただく、というような趣旨もあったようでございます。それならば、やはり6月ぐらいの早い時期に、全議員にかかわることです。だからそういうように提示をしていただいて。まあ、今までの経過でもあまりいい結果は生まれてませんが、実際にそういうように手前から皆さんに訴えて、私はなぜできなかったかなということをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

提出者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

まず、その16人を今ごろなんで14人にするかということでございますが。

私は新人議員でありますので、4月に入ってすぐ14人というような、そんな大ざっぱなですね考えを出せるような身分ではありません。で、議会議員というものは何かということをおぼろげと自分で体験しながらですね、考えてきました。

それから活性化委員会もございました。活性化委員会の中でもちらほらとは出たことはありますけれど、皆さんが、先輩議員が何も言わないでおって、今、私に対してそういうような質問をされるのは、まずもっておかしいのではないかと。自らが指導すべきではないかと、私は思います。

それから、今ここでどうこう言われても、そのことはどうしよもないことでございますので。

以上が私の考えです。

で、あとは委員会ですかね。

委員会のことはですね、何を置いてもまず枠決めをしなければ、委員会も、報酬も、一緒になってやりますと決まりません。私の感じでは。だから今、まず枠取りということで考えました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

先ほど山崎議員から、活性化委員の中で何もでなかった。私はその活性化委員会には入っておりませんので、そこで私に向けてそのような発言されても、私としては非常に困るのですが。それには私は加入してなかったんで、委員会の方に。そのところはしておかんと、私がお会の中で何も言わずにおって、今、この場で、あなたの出した意見に対して反論をしようというふうにとられても困りますので、そこははっきり受け止めていただきたいと思います。

それから、新人議員だったから言われた。私の言ってるのは今年の6月議会であって、すぐ。私が言うても、お宅が3年経過した時点で、議員生活3年目ぐらいでなぜ出さなかったかということになりますんで。そのへんも、私の求めたのは、6月議会というのは今年の6月議会であって、私の言い方も間違えました。今6月議会あたりから出していただいたらよかったんじゃないかということをおぼろげとさせていただいたものであって、出て間なしのときの議会であなかが発言をしてないという意味ではないので。

そのへんも誤解がないようお願いを致します。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

失礼しました。会にも入ってない方に無礼なことを言いまして申し訳ありません。

もう今さらながらですよ、6月に出したから出さんかというような議論はできません。今出しておりますので。

私は、自分なりの心の過程でですね、時を待つといいますか、今に至ったというのが原因でございます。それしか言いようがありません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

私は議員定数を減らすことに反対の立場で質問をするんですけども。

今の趣旨説明を聞いておまして、一番大事なことを私、抜けてんじゃないかなと思ったんです。ということはですね、議会っていうものは一体どういう役割を果たすのか。議員というのはどういう役割を果たすのかなということを、ほんとに考えていけないといけないと思うんですね。

それを聞きますけども、一つはこの減らす理由にですね、人口減少の問題がありました。

人口減少はですね、平成18年、合併した当時です。1万4,130人です。現在、平成26年ですね。大体1万2,000人ぐらいです。人数はつきりしてませんが。有権者数でいきましたら、この有権者数の2004年9月、10年前ですね。10年前にですね、大方地域合併してませんから、大方地域はそのときは議員定数は15人でしたけど、有権者数は8,381人、約8,300人です。現在、2014年の12月、今ですね。10年後、今は黒潮町の議員定数が16人です。その16人の中に、旧大方町の議員は10人おりました。現在の有権者数は7,490人、約7,500人です。つまりですね、議員は10年前と比べますと、大方に限って言いますよ。佐賀も大体おんなじぐらいか、もっとひどいかもしれませんけど。旧大方地域で比べますと、10年前から比べると議員は3分の2減ってるんです。約33パーセント減ってます。有権者数は、10年前に比べますと約0.9パーセントの減。1割も減ってないです。大体人数も、これの減り具合は一緒だと思うんですね。

まあこの後、人口減少は加速されているかもしれませんが、人口減の割に、議員数はどんどん減ると。33パーセント、大方見てるんですよ。人口は0.9パーセントしか減ってないと。そういう減少の中にですね、議員をどんどん減らしていった場合に、議会の役割、議員の役割というのがどうなのかという点では私、山崎さんからなかったと思うんですよ。

ほんで、まあその点をまず、長くなりますからお聞きしますけど。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私はその議会議員の職務、職責というものは、法令なり規定なりで設けられておりますので何ら変わることはないと思います。民主的に沿った議員活動。それから、住民の意見を尊重しながら議会活動をするというような視点はですね、人数が増えたから、減ったからいうところでは変わりはないと、私は考えます。

むしろですね、今言う社会の動向。その人口がどんどんどんどん減っていきよう。これをとどめるような議会活動をせないかんわけですけど、何分にも、町民の人数は時代とともに減っております。ならば我々は、自分の肩の荷をですね重くしてでも、この議会議員活動をせないかんという感覚でございます。

そういうところで宮地議員とは多少ずれがあるかも分かりませんが、議員の持つべき資質は一緒だと思うのでよろしく。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6 番（宮地葉子さん）

私はね、議員の資質とかそういうことを言ってるんじゃないで、議会本来の役割ですよ。役割については全然説明がなかった。趣旨説明なんかなかったので聞いてたんですけど。

議会っていうのは、山崎さんもお存じだと思いますけども、二元代表制で、町長の選挙と、それから議員の選挙と別々にあるわけですね。それで、巨大な執行部の権力と、まあ人数ですよ。250 人以上の人数に対して、議会はですね住民の代表として、住民の声の代表としてチェック機関があるし、監視もしていかなくちゃならない。そして提言もしていく。住民の声も届けていく。それが議会本来の役目ですよ。もちろん是々非々でやっていかなくちゃならないんですけども、議員のそういう力が弱まってくるということ、人数が減るっていうことは、住民のあらゆる多様な意見が、私は、減るわけですよ。16 人が 14 人になれば、その分減ります。

そういう重責を考えてとか格好いいこと言いますけど、そうじゃなくて、住民にとって議員が減っていくということは、私はデメリットだと思うんですよ。

住民というのは、いろんな所へもちろん住んでまして、職業は、漁民もいる、農民もいる、商業者もいる、いろいろいます。そういう人の代表が出るのと、普通の人があるのとではやっぱり、その職業に限りませんけども従事している人の話はきめ細かいし、そこにもっと詳しい話が出てきます。

また、職業だけでなく地域間格差があります。または年齢層の違いもありますが。いろんな角度から、いろんな地域から、そういう所からですね、住民の意見がここに集中して、そして執行部を監視していく。チェックをしていく。111 億余りの予算を監視していくためには、独立の権限が与えられたわけですよ、二元代表制でね。その機関を弱めていく。議員数を減らしていくとは弱めていくということですので。弱めていったら、私は住民にとってはデメリットだと思うんですけど、どうしてそれがメリットなんですか。

お聞きします。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私はそしたら、例えばですよ、16 人を 18 人にして、もっとメリットになるか。この 2 年ぐらい前までは 18 人だったんです。2 年じゃないや、この 16 人の前が。

そうした場合に、皆さんが英断を振るわれてですね 16 人にされた。それでもまだ頑張れるということですよ。

で、14 人にしても、今のこの我々が担う住民の数はですよ、これからだんだんだんだん減っていくわけですよ。

宮地議員の言われるような想定であればですね、少ない肩の荷、まあ人数ですよ、一人当たりの。これが少なくなればなるほど楽になるという感覚でしょうか。私はもっと厳しい、我々の行動、規範、そういう姿勢。これを自らが律せないかんがじゃないろうかという観点で考えております。

それと、今何で 14 人かというのは、やはり城の外堀が埋まってきております。社会の動向でございます。そういう中で議員活動しなきゃ、それほど厳しくしなければ、住民は許せんというような感じでございます。だからそういう観点です。

で、この問題は、宮地さんと私がああだこうだというて討論しても、もうちょっと時間を割いて、腹を割

って話さないと分かりにくいかも分かりませんが、今ここでは、私は 14 人でやっていくという考えであります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私が言ってるのはですね、身寄りするとか何とかっていうことじゃなくてですよ、議員定数を減らしていけば、18 人になったらじゃあどんなメリットがあるのかと。人数増えたらどんなメリットがあるのかと言われてきましたけど。人数が多ければ、私の荷が軽くなる、議員の荷が軽くなるっていうことを言ってるんじゃないんです。

そうじゃなくて、多様な民意が反映されやすいと。執行部に対しては、住民の声が届きやすい範囲が広がる。それは、すぐに目の前で見えるものじゃないです。そういうところはね、14 人になったからいうて、すぐマイナス面が見えるものじゃないです。でも、そういう可能性は大いにあるわけですね。そういう小さいところから出る場合も、大きい地域、人口密度が高い地域より出にくくなる。そういう点を考えた場合ですね。また、大きな声の人の方が出やすくて、小さい声の人、弱者には、代表がなかなか出にくい可能性が出てくる。そういうことも一つは考えていかなきゃならない。

それを考えたときの議会の役割を考えたときには、どういうメリットがありますかと聞いたんですよ。もう一つね、もう 3 回でこれしかないですからお聞きしますけどね。

これは私たちが身を削るとか何とかいうことが、どうして住民にメリットがあるかということのをさっきから聞いてるんですけど。議会の役割、それから議員の役割っていうのは、先ほど二代表制のことで言いましたけど、住民自治という点をね、山崎議員はどういうふうに考えてるのかなと思うんです。

私は、住民の声をもっともっと議会の中に広く収集して、私たちの税金は本来は、直接民主主義で自分たちが払った税金は自分たちで行き先なり何なり決めるのがいいんですけど、それができないから今、間接民主主義になってるんですよ。で、皆さんが、住民みんなが払った税金をどう使うか。そして私たちの暮らしをどう良くするかということで町長を選挙で選んで、一つは執行権を与えています。

私たち議員は、じゃあそういう使い方に対してチェックをしてくださいと。監視をしてください。それからまた、住民の声を届けてくださいと。そういうことが住民自身を充実させていく、大事なことだと思うんです。

議員を減らしていくということは、住民自治の衰退につながると私は思いますが、そういう点がなかったので山崎議員に聞いてるんですけども。ねえ、議員一人一人がね、身を切るだとかそんなことじゃなくて、もっと大きいこと聞いてるんです私ね。議会とはどういうことだ、住民自治とは。そういう点で議員定数を減らすということは、住民にとってどういうメリットがありますか。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私も根底は宮地議員と、その住民自治に関する考え方は同じです。住民の声をより多く、考えていくべきには、それは人数が多いほどいいと思います。

でも、じゃあその、1 人が多いががええがか、2 人減ったががいかがかという観点ではですね、その理由はなかなか取れません。多いからどうこう、少ないからどうこうという問題ではないと思います。

私はこのやはり、その近隣の考え方、それから、この人口の減。これをですね踏まえてやらんと、同じ定数で同じままずっとおるとです、それこそおかしいもんになると思っておりますので。やっぱり人口が減少するならば、それに合わせた定数というものを考えていかないかん。

それから今、上限が取っ払われましたので、各市町村の自治体の考え方によって、議会の考え方によって議員定数は決まってくるものでございますが、やはり社会の動向がどんどんどんどん厳しくなっているときに、議員だけがのほほんとしていいのかということが根底にありますので、このように提案しております。

(宮地議員から何事か発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 15時 17分

再 開 15時 18分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

自分、議員協議会のときにも聞いていただいたことであれですが。

自分、まずお聞きしたいことは、まあ先ほど趣旨というか目的ね、説明があったもので。まあ先ほどの宮地議員の質疑、まあこれ質疑やきに何かあれになってきますけど、財源の問題とかあるとね、というような答弁もあったもので、大体趣旨と目的は分かりました。

それに対してですが、自分、今、地方分権とか、それからまあ今議会でも、自分と西村議員からの地方創生の国の事業ね。そういうものがいわれておる現状で、まあ、自分の口で言うのもおかしいですけど、自分らはある意味では、住民の皆さんの代弁者としての議員の仕事をさしてもらいよる部分があると思うがです。その人数を削減することの、そういう問題に対して今から国に対して地方がどうせないかんかというような問題を目の前に置いちょうにもかかわらず、減していくということの、まあ山崎議員のお考えのまず第1点が、整合性はどうなるろうかと。

それから2点目が、これももう自分言うまでもないことで。まあ、自分ら三権分立で、司法と、行政とね、それから立法機関。ほんで、この自分らのまあ町で言うたら、まあ立法機関に属する組織やと思うがです。

それで自分、協議会のときにも聞いていただいたようにね、町長には申し訳ないですけど、執行機関の責任者として、なかなか町民みんなが100パーセント満足できることは非常に難しいがやないかと。そのことに対して、町長の執行機関としての立場に対して自分らは、まあ立法の関係というか、住民の皆さんの代弁者というか、そのことでの位置付けが自分はあるように思うがです。

そうしたときに、執行機関はうちの町で、職員の皆さん、それからこちらにおいでる皆さんいうたら約200人おいでるわけやね。自分らは、現在16人。その関係。これいろいろな考え方があるもんでね、そういう関係も自分はあると思うがです。そうしたときに、先ほどの問題と一緒にですけど、その削減がいいか。まあ、いい悪いの問題やないですけど、どうなるかこれからということ。

それで、前のこの議員削減の問題が出たとき、住民の皆さんからのそういう提案というかね、そういうあれもあってここでも検討したことで、自分らも議員として検討したことです。ほんでそのときに、自分は反

対やった。今のように、まあこれ後になって言いますけどね。ほいたら後ろでね、税金泥棒という言葉があって。そうかよ、どっちゃんが税金泥棒か、どうじゃおかねと自分は思うた。ということは先ほどの、これ2名減したら、2名減すきに年間500万という数字が出たがやないかと思うがです。もしそうだとしたら、あのとき一番自分らの中で問題になっていたが、今回の議会でもちよっと話に出たことなんですけど、あの情報の事業ね。あのとき自分らね、反対したが5人やった。今、3人です。けんどの事業でよ、今町はよ。いろいろな見方、考え方があるきにいい悪いは言えませんけれど、一般会計から年間に7,000万、8,000万いうお金をよ、あの事業に使わないかんかった。2人減して500万円。まあ、あのとき5人やき、5人じゃどうにもならざったけんどのね。けど、その他大勢の皆さんが賛成したきね。毎年、今も聞いてもろうたようにそういうマイナスのものをよ、自分らは町民の皆さんに、形は変わるけんどの1年に1万ずつよ、単純に計算したらね、負担するような結果になっちゃう。別に自分ら、あの事業がいかにいうがやなかったが。こういう形はどんどんどんどんお金が掛かりだすきいかながないかよと。こういう仕組み。三原とか大月とか、ああいうとこのやり方やったら10億も金要らんにと。それから後の管理も要らんにとというようなことで、自分ら提案させてもろうた。

まあそういうようなことで、自分今言ったようにね、繰り返しますけんどの地方分権とか地方創生、こういう事業が国から出てきよるにもかかわらず、自分らがどんどんどんどん人数を減してよ、その問題に対して取り組めるろうかと自分は思う。ほんで、まあ山崎議員はそのことに対してどんなに思うか。

それから、その財政の問題。1年で500万、10年で5,000万。今、結果としてそういうお金がね、出ていきよう。

それからもう一点、これはまあ発言の言葉はあれですけど、先ほど宮地議員の質疑、質問に対して、まあこういう話は腹を割って話さないかん問題やないかいうようなことで、ここでは答弁できませんとかいうような話やなかったかと思うがやけんどの。そんなに重大な自分らの問題をよ、確かに自分ら特別委員会で、森さんの先ほどのお話やないですけど、つくって検討した。ほんで、これは私事になるけんどのそのときね、時の高野の記者が、明神さん、おまんなぜ入らんが言うた。あていが入って言うたちね、そうやねいう話にならんき自分は入らんがやいうて聞いてもろうたことやけんどのよ。ほんで、そんなに今言う、宮地さんに対するそんなに大事な話を、まあ突然ということかね。まあ確かに山崎議員にしたら、前からのずうっと流れがあるとは思わんがやけんどの、出したいうことの3点についてお聞きします。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

すいません、その3点もう一度。もう一度3点、お願いします。

議長（小永正裕君）

明神君。

10番（明神照男君）

いや、長うなったきね。

まず第1点が、今の地方分権とか、それから地方創生で国の事業らがどんどん来ようと。それに対して、今、まあ自分らは16人。先ほど聞いてもろうたように、確かに執行部200人の人がそのことをやるがやけん、そのことについて自分らはよね、かまんかね、ええかね、悪いかねという立場よね。ある面では、いうような問題が出てきよるときに、果たして定数削減をすることがどうかというが1点と。

それから、三権分立の問題と財政の問題。

ほんで先ほどね、まああれになるけど、森さんが言ったように報酬の削減。自分ね、前も言うた。もう日当制にしたらええがやないかよと。自分、議員協議会するときにも聞いてもろうたようにね、たった自分らね、実際、実質50日か60日で200万も250万もね頂きよう。申し訳ないと自分は思ういうて、議員協議会するときにも聞いてもろうた。ほんで、そういう財政の問題やったらよね、定員を減すいうがも一つの方法。それから報酬を落として、先に自分聞いてもろうたように日当制にして。これは、前の合併のときに自分ら矢祭町へ行った。ほいたらあそこの町長さん、根本良一さんか。わしゃあ総務課長より仕事しよらんきに、総務課長より報酬低うてかまんと。ほんで議員も、あこ確か10人に減しちようはずや。これはね、財政の問題で。ような、まあこれは余談なってきましたけど。

まあ、そういうことで3点です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ世の中、国の情勢によってですね、そのいろんな仕事日々変わってきて、我々の受ける業務とか仕事の範囲いうのが増えたり減ったりいろいろしておりますんで厳しい問題も出てきます。

これはですね、私は時代の、その時代その時代をのし切ってきた先輩議員がおりますので、特段問題にはしておりません。2人減ったからといって、それに対応できなくなるという考えは持っておりません。やっぱり国の情勢、時代の情勢によって起きた問題については、みんなでしっかりとそれに立ち向かっていく。そういう勇気が要ると思っております。

それから、その日当の問題ですかね。日当削減の問題ですか。これはまあ、たまたまその2人減らしたら約500万、600万で、それが10年もたまったら5、6,000万になると。

これはですね、やっぱり理由がそういう理由付けで皆さんには悪いかも分かりませんが、私の考える中では今のところは議員が律して、削減できるいうたらそういうことしか考えが及びません。

それから、三権分立。このやっぱり執行部と、それから執行部の職員と、それから議会ということで司法というものを考えていくと、やはりそれはいろんな知恵を出す議員がおるに越したことはありませんけれど、社会の動向がですね、どの市町村も定数を削減してみんなに対応してる中で、黒潮町だけが突出してですね、16人で頑張っていくというのもいかなものかという考えがありましたので、その点でご了承ください。

そんなとこです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

ほんでその問題も自分、議員協議会とき聞いてもろうとね、確かに今頂いた資料もそうやしよ、それから土佐清水が、もう自分らの人口よりか土佐清水まだ多いけど、1万8,000から9,000。議員は少ない。

ほんでそれでよ、まあこれも言うということになるけどよね、自分あときも、ほいたら清水は議員減してどどんどんどんあそこの市は良うなったかよ、元気になったかよいうて。

確かに今おっしゃるように、周りがみんなそうしよう。ほんでね、自分思うがです。自分やったらよ、そういう考え方でやったら、ほいたらもう自分ら無報酬にしよういうて。それで出てくる人に出てきてもろうてよ、今はやらないかんときにね、自分はなってきたと思うかやき。

あときも言わせてもろうた、あの婦人参政権のがでね、昔は女の人に参政権がない。ほいたら楠瀬さん

かね。ほんであるときは、高額の納税者やなかったら投票権がなかったわけよね。けどその方は、わしゃあ税金も払いようになぜ女やきいうてないがぜよいうていうようなことでよ。結局ね、まあこれ、いろいろな見方、考え方もある中でよ、確かにお金も財政の問題も大事で、ほんでおっしゃるようによね減すいうことも、現実には2人減したら500万ちょっと町からの支出はやってくるがやき。

それから、今おっしゃるように、周りがみんな減してきよう。減ってきよう、確かに。それも一つのね、自分、今おっしゃるようによね時代時代、時世に従えいうように移れいう言葉も昔の人が言うちようき、そういうことも大事やとは思えけんよ。けんよね、自分今、よそが減しようきよ、よし、うちらは増やすと。その代わり、先に言ったようによね、もう報酬を下げろとかよいうような取り組み。そういう、それこそ言い古された言葉やないけんよ逆転の発想。そういうもんがね、今自分は必要やないかというように、まあ自分は考えるわけです。

まあ、こんなことも言うてもね、あれやきに。まあそういうことです。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、そのいろんな考え方がございます。

で、私も、自らがここの壇上に立ってですね、自分のこの浅はかさを皆さんに出しておる面もございます。

この議員定数の問題も、早くももう自らの、何言うかね、議員の席をですね厳しくするということも目に見えております。そういうことも根底には流れておりますけれど。

で、増やして、例えば今継続でこのままおって町が良くなるか、16人のままやったら良くなるか、いうことも考えたときには、やはり社会の動向とか周りのことの方を優先して考えるべきではないかなと思います。

どんな企業でもですね、経営が行き詰まってきたり、周りが能率向上のためにいろんなことをやりようというときに、何もしないでは事が足らん。アダムスミスが言われるように、神の見えざる手というものがありまして、需要が増えれば供給がまた上がるとか、供給が上がれば需要が上がるとか。そういう手だてを繰り返しながら、世の中は回っていくわけです。

で、我々議員もここで勇気を持ってですね、私が手を挙げるのは、何かの手を打って初めてまた見えてくるものがございますので、そういうことも踏まえて提案するものです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

2、3点、質問させていただきます。

この定数の話が出てからですね、私はもうこの定数に、14という数に賛成すべきかどうかということですよって考えてきましたけども。

山崎議員は私と、私も1期ということですのでごい懇意にさせていただいて、すごいまじめに何事にも取り組んでおられる方ということは承知しておりまして、お付き合いさせてもらいようのありがたいと思っておりますけども。

一番、考える中で私が引っ掛かったのはですね、何いいますか、私も一般質問でそれぞれの立場の再確認をというようなことで、職員と議員の立場についてお互い再確認をしようという形にもしましたし、山崎議員も今日の一般質問で、職員に自覚を求めるようなこともありました。そういったところではすごい共通し

ていると感じておりますが。

今回のその提案内容がですね、私は14が駄目だということで今質問するわけではないがですけども、議員の本来の、伺いますか立場いうか使命というのは、与えられた課題に対して十分な検討をして、議論をして結論を得るといふ、そういう立場に立っていると思うのですが。そういったことは4年前の、今出てきました直接請求のときにもですね、その代表者の方の言葉の中に、議案の審議に当たっては真摯（しんし）に、真剣に臨むのは当然であります、点々。まあ、前置きがあります。また、町民が理解できる審議をされて納得いく結論を出してほしいという、まあ目的が一緒だと思うのです。そういったところ、その観点からして今回の提案を見るに、私にはまず定数14というのがあってですね、先の全員協議会でも私質問したときに、私は体制はどうするのかという言った場合に、定数が決まらんと体制は決まらんみたいな話だったんですが。一般的に、何か事業なりを始めるについてはですよ、目的がまず第一にあって、その目的を達成するためにはこういう方法でとか、こういう体制でとかいう話はその次にあって、その体制が検討されて人数というのは出てくると思うのですよ。その意味で言ったら、今回のやつは人数を先に決めて、それから体制を決めましょうというような提案に思えるがです。で、まあそこがもう少し考え方を説明していただきたいと思います。

それから、関連しますけども、14にしようという提案であれば、14にしたらどうなりますいう。まあ、現状は16名で分かっています。どういう動かし方もしてるかは分かっているわけですので。14にしたらどういふことがあって、最終的な目的。住民福祉なり、そういったことにより良いですよということまで提案していただかないと、私どもは、こんな材料の乏しい、ただ数がどうだからで、数だけですよね。

それで2点目として、その数を出すときに人口の話だけにされよったと思うんですが。数を決める場合でも、人口だけじゃ駄目だと思うのですよ。面積がありますよね。面積で換算すると、すごい逆転の数が出てきたりします。

それから、あと地域のそれぞれの特性があったり。例えば、合併によっていろんな条件がある。そういったことをなぜ加味しなかったということが2点目です。

それから3点目としてですね、今、議員提案で定数を決めようとしておりますが、私は非常に不思議なというか、適当な決め方ではないような気がするがです。

例えば、ちょっと勉強不足で言葉が間違うちよったらあれですが、諮問機関なり検討委員会なりを別に構えてですね、その検討による提案をしていただいて、それをここで審議して結論に導くというようなことは考えなかったのか。

ちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

最後のですね、その別の委員会とかでなぜ審議しなかったかということですが。

（宮川議員から「考えはあるかないかです」との発言あり）

それもあっても可ですけど、私はもうそんな気持ちの余裕がありませんので、この12月議会で出すという提案の頭だけだったんで。

そういうやり方もあるとは思いますが、議員のことは議員が自らもう決着を付けろという考えが一番です。で、まあほかの審議会にかけてどうのこうのじゃなしに、もう自らを律せよという感じで出しております。

それから、目的がまずあって、それから我々の定数が出てくるかじゃないろうか、それから面積要件が出てくるかじゃないろうかということでございますが。各市町村の面積とか、人数とか、特性とかまで拾い出して比較しますとですね、なかなかその議論の特定の人数を確定するのが難しいんじゃないかと思っております。で、自然にですね、各市町村自治体はですね、そういう定数をいろんな議論した中で決めておりますので、面積要件も人口要件も踏まえての結果です。

で、我々も、その黒潮町がこの横長だからどうの、それから奥が深いからどうの、集落が多いからどうのという考えでね、やる必要はないと思います。今は、今の私のこの出し方ではですよ。結局周辺が、各自治体が英断を踏んで構えてきておりますので、で、我々もそういうことを踏まえて考えたらええというふうな、単純にそう思います私は。

で、もちろんその面積がどうだから、人数がどうだからというのはですね、その地元に入った考え方でございます。例えば、区長さん。60集落、63集落ですかございますが、63ぐらいの議員がおれば一番地元志向になるわけです。地元志向にはね、ほんで、意見も吸い上げやすい。そういうときに、議会議員が英断を振るってここで執行部とともに協議するときに、まとまるかなと思うわけです。で、議会制民主主義というのは、やはり自らが住民に立ち向かって、私その町ですね、いろんな諸問題を解決したいということで皆さん出てきておりますので、それを踏まえれば何ら、今ここで議員の皆さんの英知を踏んで判断されても問題はないかなと思った次第です。

で、まあ面積要件までうんぬん、それから報酬問題までうんぬんということは、それをやりますと、なかなかその周りの状況には追いついていかんという考えがございます。

(宮川議員から「定数はありきですか」との発言あり)

定数ありきです。

定数というのはですね、国が示したこの人口枠、昔のですよ、人口枠がございます。で、2,000人以下やったら12人。それから5,000までやったら。

(宮川議員から「14名を先に決めるというやり方」との発言あり)

何。14名を先に決めるという理由ですか。

だから、今言うふうに近隣の状況、それから人口減、これが元です。

目的はですね、目的は、その我々議会の職責いうものはおのずと法によって定められておりますので、それに基づいてやっておりますので、人数が2人減ろうが2人増やそうがですね、それは何ら問題はないのではないかと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

宮川君。

12番 (宮川徳光君)

言葉が足りなかったんでしょうか、また同じ質問で2回目を取られるのはちょっとつらいとございますけども。

定数を決めて体制を決めるというのは、一般的に言ったら私は●もおかしいと思うし、この問題が出てからそれなりに私はいろんな人に聞いてみました。それで、それは逆転しとるいうてみんな言ったんで、私も自分の意見が、考え方が合つとるのかなと思うて。

執行部の皆さんにはちょっと失言になるかもしれませんが、例えば、執行部サイドからこういう提案が出てきたら、皆さん反対すると思いますよ。こんな検討の逆転した、順序立てて検討して人数を出す。そ

の過程の大事な所がですね、大事な所が抜けてるように私は思えるというのが、先の質問の意図です。

それから、一番先にその提案理由にあった、住民の要望は重いというがやったですね。重く受け取られておるのはすごい分かるんですが、それは私からしたら個人的な受け取り方であって、住民の意思表示とは私には取れんですが。

その2点、ちょっと。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

住民の意思表示というのは、住民請求で既に決まっております。で、まあ少し過去にはなりましたけれど、いまだにその意見とか気持ちは持っていると思います。そういう見方で進めていられると思います。

で、そのまあ定数が先か、その条件整備が先かということですけど。これはまあ、個人個人の考え方があると思います。それは詰めて詰めて、積み上げていって定数になるといったときに、もし逆のその理論でいったときに、例えば1常任委員会を3つのまんまでやった方がええねということになったときに、じゃあ定数は減らせれんねというようななってきますので。やっぱりそれでは、枠組みをしないと。枠組みをした中で、民主主義に乗った活動がどういう枠組みで、何人にしたら一番利用ができるか。それから、議員のお互いのコンセンサス、気持ちのやりとりがですね、どれぐらいになったらできるかできんかということになりますと、これは極限の問題になりますので。前に明神議員が言われましたように、2人でええとか3人でええとかという議論まで詰めていかないかんような状況になります。

で、私は、今の場合は単なる2人減ですけど、重たいもんですよ。重たいもんですけれど、やっぱり今これで考えていかないかんという。社会の動向、動静、住民の気持ちを考えて決断しておりますので、ご理解ください。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

何か、今の、まず住民の要望についてですね、肝心なところで、最後は思う。個人の思いでしょう。

（山崎議員から「思いですよ」との発言あり）

うん。そこを確認さしてもらいたいがですが。

それから、いろんな面積とかいろんなことの検討については、ちょっと聞き間違いかどうか分かりませんので確認ですけども、他市町村ではそういうことを、いろんなことを検討して数を出してきていると思う。思うじゃなくって、きているのでという話があったと思いますけども。

それならば、当黒潮町においてもそれはすべきであると思うがですよ。なんでそういうところは、当町は省いてかまんのですか。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私がトップでですね、世の中を変えていこうという考えは毛頭ありません。

で、今は提案してますので、皆さんに。で、その定数から先決めてやろうねという提案でございます。そういうやり方で今説明しておりますので。

いかなければいけないで、またそれなりに反論を出してもろうたらいいと思いますけれど、今、そういう

やり方で私は出しておりますのでご理解いただきたい。それだけです。

それはね、じゃあ煮詰めてからやるのがいいか、定数決めてから枠組みをするのがいいかという議論になりますので、それはそれでまた賛否を取らないかんような状況になります。今は私がこうして出しておりますので、その方向でご理解いただければと。

(宮川議員から「質問に答えてください」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 15時 55分

再 開 15時 56分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第44号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

宮地君。

6番 (宮地葉子さん)

質疑のときにも、質問のときにも言いましたけども、議会とは一体何をする所かということ。それから、住民にとってほんとに議会ってどうあるべきかということ、私たち議員はほんとに考えていかなきゃならないと思うんです。他の市町村がこうだからとか、そういうことを前提にするのではなくてですね、黒潮町にとって今の議会がどうなのか、あるどうあるべきなのかということ考えた場合、議員定数を減らすっていうことは、先ほども言いましたけども多様な民意が削られていく。声が挙がりにくくなる。声が挙がりにくくなる、多様な民意が反映しづらくなるっていうことは、民主主義的ではありません。今の民主主義を徹底させていくためにも、いろんな意見が町政に反映されて、住民の気持ちになるべく沿っていくような、そういう町政がされる。それが住民自治を遂行させていく大切なことだと思うんですね。

そういう意味で、議員定数を減らすのにはですね、議員の人数が多いから肩の荷が軽くなってですね、審議も軽くなるような、そういうふうな考え方があるかもしれません。また、身を削るとかいう、よく理論がありますけど。議員定数を削ることは勇気が持ってやることだとかですね、確かに格好いいです。格好いいで

すけど、ほんとに住民サイドから考えた場合、住民の代表が議員ですので住民の意見が反映されにくい。だんだん反映されにくくなるのが、私は住民にとってはデメリットだと思うんです。何となく考えたらですね、ここで英断をしなきゃならないとかいうような発言を先ほど山崎議員からありましたけども、住民のために本当に英断するんであったら、私は議員定数を減らしちゃいけない。先ほど人口のことでは一番最初に言いましたけど、人口が減ってる、それ以上の比で議会の議員は減ってます。これ以上減っていくと、私たちの、住民の声っていうのはどんどん通りにくくなりますから、そういうことを私はすべきじゃないし。まあ一人減れば500万減るとか浮くとかいうような話がありましたが、確かに、減らせばその分は減ります。

でも、明神議員が少し言ってましたが、今、111億の予算を見た場合ですね、どれだけの無駄があるか。または、いいことを住民にとってやってくれてるか。いろいろな角度から見ていく場合は、500万円ぐらいは大きな数字ではありません。確かに、まあ住民にとっては大変な金額ですけど、それをいかに有効に生かすかということは、いろんな立場の人がいろんな所で意見を反映させていく。そういう議会制民主主義はですね、私は衰えるようなことをやるべきではないと思います。それが、私が反対する理由です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

賛成討論を行います。

私は適正な議員定数には3つの考え方があると思っています。これは4年前も同じですけども。

1つ目が、人口比例の視点。

2つ目が、議会運営に支障をきたさない。つまり、議事機関として成立するに必要な人数と。こういった視点もあると思います。

3つ目に、これは大事なことなんですけども、今の議員定数の中にある、我々議決権を持った者の考え方。

1つ目の人口比例の視点ですけども、これは近隣の市町村や類似団体と隔たりのない議員定数の考え方。現在、黒潮町の定数は16人ですけども、宿毛市14人、清水市12名。また、いつも比較されるところですけども、類似団体としては佐川町14人でございます。人口比例の視点から、住民の方々の要望として山崎議員が14人の定数を求めるのは、私は当然のことだと思っております。

2つ目が、議会運営に支障をきたさない。つまり、議事機関として成立するに必要な人数の視点ですけども。この14人の定数でも、議会報告を兼ねた住民との懇談会を持つ。これはもう、もはや幡多郡下でも3つの市町村が取り組まれております。このような改革をして議会運営を工夫することによって、今まで以上に住民の意思や地域課題を行政に反映することは十分可能だと考えます。

3つ目に、今の議員定数の中にある、我々議決権を持った者の考え方ですけども。それぞれの各議員が定数に対していろいろな意見を持ち合わせることもまた必要ですけども、住民から信頼し得る議員としての職責を全うできる資質を持ち合わせる。また、それを持っているか否か。これが問われる定数というものもあると思っております。住民の代表といったことを自負するのであれば、4年前の、住民から4,000人を超える直接署名が突き付けられた事実を思い浮かべざるべきだと思っております。このまま議会の改革もせずに旧態歴然とした議会運営を続ける限り、将来にわたって私は、住民からは今以上の人員の削減を迫られると考えております。

私はこうした視点から、議員削減案に賛成を致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

私は反対です。

というのは、これももう何回も聞いてもらうことですが、坂本龍馬さんの船中八策から始まって、明治天皇の五箇条の御誓文。広く会議を興し、万機公論に決すべしというて、みんなも学校で習うたと思います。それが民主主義やと自分思うがです。

それで、提案者も言っておるようによね、確かに発言があった思うがですが。先にも聞いていただいたように、議員にとって、これ議員だけの問題やないと思うが自分分は。町民の皆さんにとっても重大な問題で。確かに、前は財政の問題が厳しいからという趣旨で議員を削減いう話もありました。これも見過ごすわけにはいかん問題やとは思いますが、自分思うがはよね、この財政の問題を考えるがやったらよ、定数を考えるがやったら、先にも聞いてもろうたようによね、自分分はね、ほんまに自分分単純に計算したら一日何万も、ここへこうやって出てきたらもらいようがやきね。ほんでそれをもう日当制にしてよ、そういう改革もあるはずです。

ようなことで、自分はこの議員定数の問題、今回の問題についてはそんな重要な問題があるにもかかわらず、今回のような提案の仕方に反対です。

議長 (小永正裕君)

賛成討論はありませんか。

小松君。

1 番 (小松孝年君)

賛成討論を行います。

前回、この 16 人に最終的になったきっかけになったのは、まあ前任期中にはですわ、4 回というその議員定数削減案が出され、我々最初からですわ 16 人という提案で。今の黒潮町の委員会方式では 16 人が一番適正ではないかということで、16 人にずっと賛成してきたわけです。

最終的にも、まあ 2 回も否決された議案をですわ、最終的に 16 人という形で出したわけですがけれども。そのときに、その前には住民の請求、14 人という提案があつて、それは否決されたわけです。で、ほんとに住民から来た署名を受けて、その請求もやはり軽く見てはいけません。そういった考えもありまして、再び 16 人出させていただいたわけです。

その中でですわ、大変、今日提出していただいた山崎さんには申し訳なかったと思うんですが、本来なら自分たちがですわ、もうちょっと早くからそういった議論をするべきだったと思いますけれども。まあ自分の頭の中では、前回のときに言っていたことがあつたので、最終的にいうか今の 12 月ぐらいに出すががちょうどやないかというふうに思っておりました。

どうということかというですわ、やはり 16 人で決めてもらったときに、まあ 16 人がええか 14 人がええかというのは、ほんとこの定数削減問題はですわ、何を議論にせないかんかということは、先ほどの質問の中とか討論の中にもありましたけれども、いかにこういった町の規模でいかにチェック機能を果たせるかというところが一番重要になってきます。本当この黒潮町、今予算的には 2 倍近い予算を取っておりますので、かなり厳しいところもあります。それと面積も広い、それから人口もだんだん少なくなっているということもありますけれども、その中で 16 でチェック機能が果たせないか。14 でチェック機能が果たせるか。いろいろ考えて悩みました。ほんとに議員定数というのは、ただ減らしたらいいというものではありません。

それはほんとに、自分もこの8年近く議員をやってきて分かっております。

ほんとに定数を減らすとですね、住民に逆にデメリットになる部分もかなり出てくるのは確かです。まあそういった意味で、委員会方式でやってるこの黒潮町で14人にした場合に、その委員会をどうするかということもいろいろ考えました。14になると2つの委員会しかできなくなると、まあ会期的にも長くなりますし。ただ逆に、今のぎりぎりの状態でやるよりは多数でチェックができる。細かいチェックもできるんじゃないかと。

そんなことをいろいろ考えたらですね、最終的に賛成でいくのはですね、どうしても14でこの黒潮町の現在の議会体制、これができないという理由が見つかりませんでした。絶対大丈夫というわけではないですけど、まあできないという理由が見つからなかったので、前回16にしたときの約束どおり4年間考えて、最終的にはやっぱり14まで減らすべきだ。これが最低限の数だと、今のところはですね、最低限の数だというふうに判断致しましたので、14の提案に賛成致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

先ほどの質疑の中でも言わせていただきましたけど、この定数削減うんぬんよりも一番、まあ山崎議員が新人議員だったので、これがなかなかぎりぎりまで発議できなかったというように答弁がありましたけど。この問題、そう簡単に済む問題ではないと思います。16がいいか14がいいか、その委員会の数がうんぬんということも含めていろいろあろうと思います。

で、議論なしに、できない状態で挙げてこられたやり方というか、今回の。やはり、住民の署名活動のあの重みというものを感じ、今回その提案をしたということですけど。少なくとも、6月ないし9月ぐらいの議会でそれを提案していただいて、やはり皆さんに十分考えて議論する時間があるべきだと思います。

だから、今回の方法のやり方について私は賛成致しかねますので、反対を致します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

私は、山崎議員が提出いただいたこの議案については全面的に賛成でございます。賛成者にもなっておりますので、その旨をお伝えしますが。

今、縷々（るる）ご発言がありましたけれども、議案の出し方がどうのこうの、話し合いがどうのこうのという意見がありますけど、既にもう議案になって出ております。議案になって出ているものを、出し方が悪かった、どうのこうのという問題ではありません。手続きを踏んで議案として出ておりますので、これはここで採決するか、否決するかを考えていただいたらいいものだと思っております。

今まで、議会に入った段階で、一步議会に入れば皆さん同じ立場です。一票の評決権。その重さというのは、長い間議会にしようが、1期だろうが、何期だろうが、評決権の重さは同じでございます。それを考えればですね、16人になったから議決が重いか、14人になったから議決が軽いか、ということではないということです。

それから、住民の声を聞くということが出てますけれども。一番住民の声を聞かなくてはいけない私たちがですね、直接請求を出された私たちが住民の声を聞かずして、誰が聞くんでしょうか。まず、住民の方々

が私たちに求められたことを私たちがしっかり受け止めて、それをその住民の声に伝えていく。そのことをすべきだと私は思っています。

ですから、今回、この山崎さんの出していただいたこの議案についてはですね、全面的に賛成するものです。

それと追加して、議会の運営のことについて話が出てましたけれども。今回の議会は14名でございます。この14名で今回議会を運営するに当たって、私は何か問題点が出るのかなということで考えてまいりましたが、この議会を運営するに当たって何回か話し合いもされましたし、それから14人になったときに、不足になった委員会に人を入れるかどうかという議論も致しましたが、私たちはその選択は致しませんでした。今、欠員しているこのままの状態で議会を運営することを選びました。ですから、今回の議会の運営に対しては委員会条例の改正もなく、現状のまま対応させていただきました。

私も今回やらせていただきましたけど、14名で何が不安かなといえそうですね、やはり委員会の人数が少なくなるということについてはですね、もっと深めるためには人がいたらいいなと。もう少し委員会の人数を増やしたらいいなというのは以前からも思っていたんですが、今回の委員会を運営させていただく中でそのことはまた強く感じたことでした。ですから、次期14名ということを私は選択するわけですが、そうなったときには委員会の方式を変えて任意性にするということ、私は提案していきたいと思っています。

私たちが一番大事にしなければいけないのは、真摯（しんし）に議会に声を届けられたその住民の意見を受け取ること。そのことに対して伝えていくこと。それから、自分たちが与えられたその評決の重さを、やっぱりしっかり認識していくことだと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

質疑でも申しましたが、私は16と14の比較検討がなされていない、その検討の材料がこれほど乏しい状態で14がいいという結論には、今、至っておりません。

住民の意思という話も出ましたけども、この話を聞いてからですね、まあ先ほども申しましたが、私の知人なり先輩なりにいろいろ話を聞きましたけども。聞いた範囲では、その先の住民の直接請求があって否決された。そのことはその時点で終わっているという意見が、全員といたしますか。それから、残っているという話はありませんでした。やっぱり住民の意思があるというんであれば何らかの動きがあらうかと思いませんし、そういった意味で私、この3年8カ月の間に議員定数の話とは一度も言われたことはありませんし、住民の方から。さほど、定数に関して住民の方が減らせ減らせという意識を持ってるとは感じておりません。

半面ですね、その中に必ず議員の質のことが動いてないというような評価の声を大部分の人から聞きました。その前回の18から14にという提案中のときには、たまたま私は傍聴席にいましたけども、そのときはすごい人数で、傍聴者とか、議員からもやじとかいろいろ、議員とのやりとりもあったように覚えてますけども。

まあちょっと、この議決にはちょっと外れるかもしれませんが、あのときの署名の中にあつた数と、その議員の質。こっちの方はまだ根強く生きているという声であつたというふうに、今回の数少ない聞き合わせの中で感じております。

それから、先ほども質疑の中で言いましたけども、人口面で類似の町の規模を参考にというような話がありましたけども。佐川町で言えば14人。人口面で黒潮町に当てはめると12.6人。ですが、面積で見ると黒潮町で26人の割合とかいって、すごいこう。ほかにも市なんかで言うと、多くて11人、少なくとも6人ぐらいの。市いうても近隣の市ですね、当てはめるとそういうふうな数が出てきたりするわけですけども。

一番の、私がこの問題を考える中で、自分の議員の立場としてどうすべきかということで考えた場合、こういう定数の部分だけを取り出して、それもまた人口の面だけを考えてというようなやり方で、あれで決めたくねえいうて僕は、理由はどうぞいうて聞かれたときに、よう説明しません。

繰り返しになるかもしれませんが、16人と14人の比較ができるような材料のない中で14にするという結論に至るということではできません、という意味合いで反対します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議員提出議案第44号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

従って、議員提出議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、黒潮町消防委員会の委員の選任についてを議題とします。

消防委員の選任については、黒潮町消防委員会条例第3条第2項の規定により、議会議員のうちから4人を選任することとなっております。

現在1人欠けておりますので、その1人を選任するものですが、その方法については議会運営委員会に一任し、指名をいただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

議会運営委員会がこの案件に対する選定を既に行っておりますので、報告致します。

黒潮町消防委員会の委員に、坂本あやさんを指名します。

お諮りします。

議会運営委員会が指名したとおり、坂本あやさんを消防委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名したとおり選任することに決定致しました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成26年12月第31回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、可決ならびにご承認をいただき、誠にありがとうございます。

本議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小永正裕君)

これで町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年12月第31回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 26分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

小永正裕

署名議員

矢野昭三

署名議員

宮川徳光